

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

MAY 2019 **189**

トピックス

- ・調剤業務通知の留意点について

協会活動

- ・北海道地区 新人薬剤師研修 開催報告
- ・6月3日開催の行事のご案内
- ・4月度月次活動報告

2019年度 登録販売者試験情報

協会からのお知らせ

- 薬剤師フォーラムご案内
- 「コンシェルジュマスター研修」ご案内
- 健康サポート薬局研修案内
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- アドバイザー養成講座募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 日本ヘルスケア協会ご案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、国土交通省、警察庁、復興庁、他

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

「平成」から「令和」に元号が変わり、新たな天皇陛下のもと日本の歩みが始まりました。そして、祝賀ムードの中、GWは10連休という異例の長さとなりました。ドラッグストア業界にとっても様々な影響があったと思います。

JACDSは5月17日に理事会を行ない、以前よりご案内しておりますとおり6月3日(月)は第20回通常総会、2019年前期ドラッグストア業界研究レポート報告会、そして、JACDS設立20周年記念セレモニーを行ないます。それぞれの準備をGW最中も進めながら、業界の多くの方にご参集いただきたいと願うばかりです。

記念セレモニーは円卓席、シアター席の2種類を用意したため、わかりにくいとのご意見もいただきましたが、過去の10周年、15周年の反省を踏まえて準備させていただきました。円卓席の締め切りは4月26日とGW前でしたが、まだ回答されていない皆さまは、返信をよろしく願います。シアター席は5月27日までとしております。ぜひ、ご参加を検討いただきたく、よろしく願います。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報 CONTENTS

●トピックス

・調剤業務通知の留意点について

●協会活動

・北海道地区 新人薬剤師研修 開催報告

・6月3日開催の行事のご案内

・4月度月次活動報告

●2019年度 登録販売者試験情報

●協会からのお知らせ

7月6日薬剤師フォーラムのご案内

「健康サポート薬局研修」ご案内

介護情報提供員募集について

薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

各種アドバイザー募集案内

ダブルライセンス認定制度実施

日本ヘルスケア協会 ご案内

薬剤師賠償責任保険

「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、国土交通省、警察庁、復興庁、他

調剤業務通知の留意点について

本年4月2日付けで厚生労働省より標記の通知が発出されました(次ページ参照)。この通知は、これまで「グレーゾーン」であった業務について薬剤師以外の者が行えることを明らかにしており、協会の要望にかなうものとして、歓迎するところです。

しかしながら、同時にこの通知には、下記のとおり、薬剤師以外の者が行える調剤業務の範囲と条件が明記されていますので、この点について十分な配慮が必要です。

薬剤師以外の者の業務遂行に当たっては、法令違反や万が一にも保健衛生上の危害を引き起こすことのないよう万全の対応をお願いいたします。

1. 薬剤師以外の者が行える業務の範囲は限定されています

→通知では、「薬剤師以外の者が軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中の確認行為があったとしても薬剤師法第19条に違反」と記されています。

- この点は従来どおりです。誤解のないようにお願いします。

なお、禁止は「直接計量、混合する行為」に限定されており、「調剤機器を積極的に活用した業務の実施を妨げる趣旨ではない」と記されています。

2. 薬剤師以外の者が行う場合には一定の条件があります

→「薬剤師の指示に基づき、以下のいずれも満たす業務を薬剤師以外の者が実施することは差し支えないこと。なお、この場合であっても、調剤した薬剤の最終的な確認は、当該薬剤師が自ら行う必要がある」と記されています。

- ① 「当該薬剤師の目が現実に届く限度の場所で実施されること」
 - ② 「薬剤師の薬学的知見も踏まえ、処方箋に基づいて調剤した薬剤の品質等に影響がなく、結果として調剤した薬剤を服用する患者に危害の及ぶことがないこと」
 - ③ 「当該業務を行う者が、判断を加える余地に乏しい機械的な作業であること」
- したがって、上記の条件を一つでも満たさない場合や薬剤師自らの最終確認が行われていない場合には法令違反を問われる可能性があります。

3. 薬局開設者は手順書の整備、研修の実施等が求められています。

→「薬局開設者は、薬局において、上記の考え方を踏まえた薬剤師以外の者に業務を実施させる場合にあっては、保健衛生上支障を生じるおそれのないよう、組織内統制を確保し法令遵守体制を整備する観点から、当該業務の実施に係る手順書の整備、当該業務を実施する薬剤師以外の者に対する薬事衛生上必要な研修の実施その他の必要な措置を講じること」と記されています。

- 手順書の内容、研修の内容等については何ら示されていませんが、行政の求めがあれば相応の説明ができるようにしておく必要があります。

(別添)

薬生総発 0402 第 1 号
平成 31 年 4 月 2 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

調剤業務のあり方について

日頃から薬事行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号) 第 19 条においては、医師、歯科医師又は獣医師が自己の処方箋により自ら調剤するときを除き、薬剤師以外の者が、販売又は授与の目的で調剤してはならないことを規定しています。

調剤業務のあり方については、平成 28 年度厚生労働科学特別研究事業「かかりつけ薬剤師の本質的業務と機能強化のための調査研究」において、「機械の使用や薬剤師の指示により他の従業者に行わせること」について検討が行われていたところであり、当該研究結果も踏まえ、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」(平成 30 年 12 月 25 日)において、薬剤師の行う対人業務を充実させる観点から、医薬品の品質の確保を前提として対物業務の効率化を図る必要があり、「調剤機器や情報技術の活用等も含めた業務効率化のために有効な取組の検討を進めるべき」とされたところです。

このため、調剤業務のあり方について、薬剤師が調剤に最終的な責任を有するということを前提として、薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務の基本的な考え方について、下記のとおり整理しましたので、業務の参考としていただくようお願いいたします。

なお、今後、下記 2 に示す業務を含む具体的な業務に関しては、薬局における対物業務の効率化に向けた取組の推進に資するよう、情報通信技術を活用するものも含め、有識者の意見を聴きつつ更に整理を行い、別途通知することとしていることを申し添えます。

記

- 1 調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、以下のいずれも満たす業務を薬剤師以外の者が実施することは、差し支えないこと。なお、この場

合であっても、調剤した薬剤の最終的な確認は、当該薬剤師が自ら行う必要があること。

- ・当該薬剤師の目が現実に届く限度の場所で実施されること
- ・薬剤師の薬学的知見も踏まえ、処方箋に基づいて調剤した薬剤の品質等に影響がなく、結果として調剤した薬剤を服用する患者に危害の及ぶことがないこと
- ・当該業務を行う者が、判断を加える余地に乏しい機械的な作業であること

2 具体的には、調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、当該薬剤師の目が届く場所で薬剤師以外の者が行う処方箋に記載された医薬品（PTPシート又はこれに準ずるものにより包装されたままの医薬品）の必要量を取り揃える行為、及び当該薬剤師以外の者が薬剤師による監査の前に行う一包化した薬剤の数量の確認行為については、上記1に該当するものであること。

3 「薬剤師以外の者による調剤行為事案の発生について」（平成27年6月25日付薬食総発0625第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）に基づき、薬剤師以外の者が軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中の確認行為があつたとしても、引き続き、薬剤師法第19条に違反すること。ただし、このことは、調剤機器を積極的に活用した業務の実施を妨げる趣旨ではない。

4 なお、以下の行為を薬局等における適切な管理体制の下に実施することは、調剤に該当しない行為として取り扱って差し支えないこと。

- ・納品された医薬品を調剤室内の棚に納める行為
- ・調剤済みの薬剤を患者のお薬カレンダーや院内の配薬カート等へ入れる行為、電子画像を用いてお薬カレンダーを確認する行為
- ・薬局において調剤に必要な医薬品の在庫がなく、卸売販売業者等から取り寄せた場合等に、先に服薬指導等を薬剤師が行った上で、患者の居宅等に調剤した薬剤を郵送等する行為

5 薬局開設者は、薬局において、上記の考え方を踏まえ薬剤師以外の者に業務を実施させる場合にあつては、保健衛生上支障を生ずるおそれのないよう、組織内統制を確保し法令遵守体制を整備する観点から、当該業務の実施に係る手順書の整備、当該業務を実施する薬剤師以外の者に対する薬事衛生上必要な研修の実施その他の必要な措置を講じること。

北海道地区 新人薬剤師研修 開催報告

5月18日(土)札幌市の北海道自治労会館に於いて新人薬剤師研修を開催しました。

新人の薬剤師に対し今後の薬剤師の在り方の一助なるよう、厚生労働省の薬事行政に携わっている方からお話をいただく企画です。これは、JACDSが進める『健康ハブステーション』構想にも寄与するものとなります。今年度は北海道にて試験的に開催しましたが、精査して2020年の新人薬剤師研修会を全国で実施したいと考えます。

今回は厚生労働省 磯部課長より『薬剤師・薬局の今後の方向性について－患者・国民のために生きるとは－』と題しご講演いただきました。またその後、北海道厚生局医療指導部門 調査課長補佐 梅田秀治 様から「保険調剤の理解のために」と題しお話をいただきました。

開催概要

日時:2019(令和元)年5月18日(土) 15:00より16:30まで

場所:北海道自治労会館 5階大ホール(定員360名)

〒060-0806 札幌市北区北6条西7丁目5-3

参加人数:164名

講演1 薬剤師・薬局の今後の方向性について－患者・国民のために生きるとは－

講師 厚生労働省 医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課長 磯部 総一郎 様

講演2 保険調剤の理解のために

講師 北海道厚生局医療指導部門 調査課長補佐 梅田秀治 様



▲磯部課長 講演



▲梅田課長補佐 講演

6月3日 開催の行事について

おかげさまで当協会は設立20周年を迎えることができました。
6月3日にJACDS20周年記念セレモニーを開催いたします。また、同日に毎年春と秋に開催しているドラッグストア研究レポート報告会も同じホテル内で同日開催をいたします。

日時: 2019年6月3日(月)

会場: ホテルニューオータニ (東京都千代田区紀尾井町4-1)

■ドラッグストア研究レポート報告会 (1階 芙蓉の間)

昼食(立食) 12:00~13:00

報告会 13:00~14:30

会費 15,000円

締切 2019年5月27日(月)

■JACDS設立20周年記念セレモニー(ザ・メイン宴会場階 鶴の間)

式典: 15:00~16:00

会食: 16:00~17:00

ライブ: 17:00~18:00

会費

円卓席(着席スタイル)40,000円

シアター席 会費 20,000円(会食時 芙蓉の間にて立食)

ぜひ、セレモニーと報告会の両方ご参加いただきますようお願い申し上げます。

セレモニーの円卓席用のご案内は、3月下旬に封書にてお送りし、出欠のご回答は同封のハガキにてお願いしております。

報告会とセレモニー(シアター席用)のご案内は、4月16日の事務連絡(メール)とパンフレット同封の郵便にて4月20日~22日に発送しております。

※正会員様につきましては、11時より同ホテルにて通常総会が開催されますのでご参加お願いいたします。

ご案内は5月23日に議案書と同封で発送いたします。

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会 設立20周年記念セレモニー

J A C D S 2 0 t h A n n i v e r s a r y

同日開催：ドラッグストア業界研究レポート報告会

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より協会活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は本年、設立以来満20周年を迎えることができました。これもひとえに、皆さまのご理解とご支援のおかげと深く感謝申し上げます。これを一つの節目として来る6月3日(月)ホテルニューオータニにおきまして、設立20周年記念セレモニーを開催いたします。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、万障お繰り合わせの上、ご臨席賜りたく、ご案内申し上げます。

2019年4月吉日

日本チェーンドラッグストア協会
会長 青木桂生

記

【日時】 2019年6月3日(月) 15:00 開演 18:00 終了

【場所】 ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階「鶴の間」
東京都千代田区紀尾井町4-1 電話:03-3265-1111

【会費】 2万円(税込)〈シアター席〉

※会員企業様、関係団体様等には別途郵送にて円卓席のご案内をご送付しています。
円卓席のお申し込みはご案内に同封の葉書でお申込みください。

式典 15:00~16:00

会食 16:00~17:00

ライブ

17:00~18:00

加山雄三 & ハイパーランチャーズ



お問い合わせ

お申し込み

日本チェーンドラッグストア協会 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569

※別紙の申込書で裏面にご案内のドラッグストア業界研究レポート報告会と同時にお申し込みください。

締切日 / 2019年5月27日(月) ※定員になり次第締め切りとさせていただきます。

【お振込み先】 三井住友銀行新横浜支店(普通)1480713 または 三菱UFJ銀行新横浜支店(普通)0196944
口座名義：日本チェーンドラッグストア協会

2019年
前期

ドラッグストア業界研究レポート報告会

主催：日本チェーンドラッグストア協会

同日開催：日本チェーンドラッグストア協会設立20周年記念セミナー

陽春の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
ドラッグストア業界研究レポート報告会では、当協会が対応している課題、活動、新マーケット創造、現在のドラッグストア業界を取り巻く最新動向についてご報告しています。

設立から今年でちょうど20周年を迎える今回は、昨年より「JACDS設立20周年記念事業」として、ドラッグストア成長戦略プロジェクトを実施してきた取り組み結果や課題、業界の今後の展望、運営に与える影響などについて、ご報告いたします。

多くの業界関係者の方々にご参加いただきますよう、業界全体の発展を目指す会ですので、よろしくお願い申し上げます。

2019年4月吉日
日本チェーンドラッグストア協会
会長 青木桂生

レポートの報告内容

- 第1章 ドラッグストアの現状 (概況)
- 第2章 JACDSの課題と今後の展望
- 第3章 ドラッグストア経営と運営に影響を与える動向
- 第4章 数値で見るドラッグストアの状況
- 第5章 日本チェーンドラッグストア協会の活動報告

2019年

日時

6/3 月

昼食(軽立食) 12:00~13:00

報告会 13:00~14:30

会場

ホテルニューオータニ
(1階 芙蓉の間)

東京都千代田区紀尾井町4-1
電話:03-3265-1111

会費

15,000円(税込)



アクセス方法

- 東京メトロ 銀座線・丸ノ内線
赤坂見附駅 D紀尾井町口 徒歩3分
- 東京メトロ 半蔵門線・南北線
永田町駅 7番口 徒歩3分
- 東京メトロ 有楽町線 麴町駅 2番口 徒歩6分
- JR 中央線・総武線/東京メトロ 丸ノ内線・南北線
四ツ谷駅 麴町口・赤坂口 徒歩8分

お問い合わせ

お申し込み

日本チェーンドラッグストア協会 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569

※別紙の申込書で裏面にのご案内の日本チェーンドラッグストア協会設立20周年記念セミナーと同時にお申し込みください。

締切日/2019年5月27日(月) ※定員になり次第締め切りとさせていただきます。

【お振込み先】 三井住友銀行新横浜支店(普通)1480713 または 三菱UFJ銀行新横浜支店(普通)0196944
口座名義：日本チェーンドラッグストア協会

JACDS

4月 月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
4月5日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第122回JACDS記者意見交換会	1. 薬機法、薬剤師法の改正案が閣議決定 2. 「食と健康」市場創造プロジェクトの実証実験が終了 3. セルフメディケーション税制の認知率向上活動 4. 第104回・薬剤師国家試験結果について 5. 今後の予定 1) 2019年度前期ドラッグストア業界研究レポート報告会 日時:6月3日(月)13時~14時30分(90分) 2) JACDS設立20周年記念セレモニー 日時:6月3日(月)15時~18時 3) 薬剤師フォーラム(次回、19日に詳細をお知らせします) 日時:7月6日(土)13時半~16時半 6. 次回の開催について	31名
4月12日(金) JACDS東京事務所 12:00~15:00	第1回常任理事会	1. 第19回ジャパンバンドラッグストアショー開催報告 同時開催イベント報告 2. JACDS設立20周年記念セレモニーについて 3. JACDS設立20周年記念事業について 1) ドラッグストア成長戦略プロジェクトについて 2) 薬剤師フォーラムについて 4. ドラッグストア業界研究レポート報告会について 5. 戦略会議 拡大組織委員会 報告・提案 6. 2019年度 第1回理事会(5月)について 7. キャッシュレスによるポイント還元について 8. 都道府県の登録販売者組織について 9. JACDS新人薬剤師研修の試験の実施について 10. 薬機法と薬剤師法の改正案について 11. 第104回・薬剤師国家試験合格発表について 12. 平成30年度事業活動報告について 13. 報告事項 14. 今後の常任理事会のスケジュールについて 15. その他	18名
4月17日(月) JACDS東京事務所 16:00~17:30	第1回防犯・有事委員会	1. 今期の活動テーマについて 1) 防犯対策について 2) 有事対応について 2. 報告事項 ・神奈川県警との面談について 3. その他 ●次回開催	4名
4月19日(金) JACDS東京事務所 15:00~17:00	第1回勤務薬剤師委員会	1. 勤務薬剤師委員会の今期の取り組みテーマについて 2. 報告事項 3. その他	4名
4月19日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第134回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 北海道地区 新人薬剤師研修会を試験的に実施 2) JACDS設立20周年記念 特別記者会見の開催について 3) 2019年前期ドラッグストア業界研究レポート報告会について 4) JACDS設立20周年記念セレモニーについて 5) 薬剤師フォーラム 6) 次回の開催について 2. 日本ヘルスケア協会から 1) 第3回日本ヘルスケア学会年次大会 一般財団法人日本ヘルスケア協会活動発表会計画 2) 2019年度定時理事会・評議員会及び執行部会の開催 3) その他 3. 日本薬品登録販売者協会から 登録販売者の意識改革を推進 2019年度 登録販売者集合研修で登録販売者の役割の重要性を訴える 4. 日本置き薬協会から 富山薬業の始祖・前田正甫を祭る「正甫公法祭」が4月18日開催 第三百十四年忌大法要は富山薬連により運営 5. 日本薬業研修センター 2019年度前期 登録販売者集合研修 今期のテーマは『疲労と滋養強壮』	24名

2019年度 登録販売者試験情報

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2019年5月16日)

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	公示日
北海道				6月頃
青森県	8月下旬			5月下旬頃
岩手県				
宮城県	8月下旬			5月下旬頃
秋田県	8月下旬			5月下旬頃
山形県	8月下旬			5月下旬頃
福島県				
茨城県				5月中旬
栃木県	9月11日(水)	10月11日(金)	¥15,000	5月以降
群馬県	9月11日(水)	10月11日(金)	¥15,000	5月下旬頃
埼玉県				
千葉県	9月8日(日)	10月8日(火)	¥14,000	
東京都	9月8日(日)	10月8日(火)	¥13,600	
神奈川県	9月8日(日)	10月8日(火)	¥14,200	
新潟県	9月11日(水)	10月11日(金)	¥15,000	
富山県				5月下旬頃
石川県				
福井県	8月25日(日)	10月4日(金)	¥13,000	
山梨県	9月11日(水)	10月11日(金)	¥14,000	
長野県	9月11日(水)	10月11日(金)	¥15,300	
岐阜県	9月4日(水)	10月18日(金)	¥15,000	
静岡県	9月4日(水)	10月18日(金)	¥15,000	
愛知県	9月4日(水)	10月18日(金)	¥15,000	
三重県	9月4日(水)	10月18日(金)	¥15,000	
連 合 ★ 関 西 広 域	滋賀県	8月頃		6月初旬頃
	京都府			
	大阪府			
	兵庫県			
	和歌山県			
徳島県				
奈良県	8月20日(火)	10月15日(火)	¥13,000	
鳥取県	10月30日(水)	12月13日(金)	¥14,000	
島根県	10月30日(水)	12月13日(金)	¥14,000	
岡山県	10月30日(水)	12月13日(金)	¥14,120	
広島県	10月30日(水)	12月13日(金)	¥15,000	
山口県	10月30日(水)	12月13日(金)	¥14,070	
香川県	10月24日(木)	12月3日(火)	¥15,000	
愛媛県	10月24日(木)	12月3日(火)	¥15,000	
高知県	10月24日(木)	12月3日(火)	¥15,000	
福岡県	12月8日(日)			8月中旬
佐賀県	12月8日(日)			7月18日(木)
長崎県	12月8日(日)			7月上旬
熊本県	12月8日(日)			7月下旬
大分県	12月8日(日)			6月中旬
宮崎県	12月8日(日)			7月上旬
鹿児島県	12月8日(日)			7月中旬
沖縄県	12月8日(日)			7月中旬

★2019年度から関西広域連合にて実施 ※詳細は各都道府県に確認願います。

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■「薬剤師フォーラム」ご案内

7月6日(土)ホテルグランドパレス(東京)において「薬剤師フォーラム」を開催いたします。薬科大学・薬学部の皆様をお招きし、これからの薬剤師のあり方、医療人として期待される役割について理解を深め、意見交換する場を設けました。多数の方のご参加をお願い申し上げます。【資料:後頁2ページ分あり】

■「コンシェルジュマスター研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想に欠かせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは「コンシェルジュマスター研修」を行っています。ドラッグストアで重要な役割を担う、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。【資料:後頁2ページ分あり】

■「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁6ページ分あり】

■薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料:後頁2ページ分あり】

■各種アドバイザー募集のお知らせ

ビューティケアアドバイザーの6月生、漢方アドバイザーの8月生の募集を開始します。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。【資料:後頁2ページ分あり】

■ダブルライセンス認定制度を実施

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。【資料:後頁2ページ分あり】

■日本ヘルスケア協会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料:後頁5ページ分あり】

■「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分あり】

■「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぷちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料:後頁1ページ分あり】

JACDS 薬剤師フォーラム

日本チェーンドラッグストア協会(JACDS)設立20周年記念

医療人としての薬剤師

—これからの役割と期待—

ドラッグストアは、OTC医薬品の販売を軸に健康に関連する商品やサービスを幅広く消費者に提供することで拡大を続けています。

今では全国で2万店舗を数え、地域の身近な「健康づくりのための社会インフラ」になっています。

近年は調剤にも力を入れています。すでに薬局併設型ドラッグストアは6千店舗を超え、医薬分業という面からも不可欠な存在になりました。

現在、国は、薬局・薬剤師を地域包括ケアシステムにおける在宅拠点と位置づけ、薬剤師の業務拡大と薬局の機能強化を図るため、薬剤師法と医薬品医療機器等法の改正をめざしています。今後、地域において医療人としての薬剤師の役割がますます重要になることは確実です。

このような状況から、日本チェーンドラッグストア協会(JACDS)では、薬科大学・薬学部の皆様をお招きし、これからの薬剤師のあり方、とりわけ医療人として期待される役割について理解を深め、ドラッグストア関係者と意見交換する場を設けることといたしました。

3万人を超えるドラッグストアに勤務する薬剤師とともに、考察します。

協会設立20周年の記念事業です。多数の方の御参加をお願い申し上げます。

2019.
7/6 13:30~16:30

ホテルグランドパレス 東京都千代田区飯田橋1-1-1

- 主催：日本チェーンドラッグストア協会
- 後援：厚生労働省、(一財)日本ヘルスケア協会(予定)

特別講演 厚生労働省医薬・生活衛生局長 宮本真司 氏
『薬剤師法・薬機法改正とこれからの薬剤師の役割』

基調講演 (株)ココカラファイン代表取締役社長 塚本厚志 氏
『ドラッグストアのめざすもの薬剤師への期待』

シンポジウム 東西の大学関係者・ドラッグストア企業幹部
『本音で語る薬剤師の仕事、教育、研修、処遇、人事』

■ 終了後、懇親会(立食)を予定



前回フォーラム(2014年)の模様

JACDS薬剤師フォーラム申込書

氏名		
大学・学部名		
勤務先	電話	Email
懇親会の参加(どちらかに○)	参加	不参加

会場案内



- 地下鉄「九段下駅」東西線 7番口(富士見口)より徒歩1分
半蔵門線・都営新宿線 3a・3b番口より徒歩3分
- JR・地下鉄「飯田橋駅」より徒歩7分(総武線・有楽町線・南北線・都営大江戸線)
- 東京シティアターミナル(半蔵門線「水天宮前駅」)より10分

・事前登録制です。FAXまたはEmailでお申し込み下さい
・席数に限りがありますので、お早めにお申し込みください

FAX:03(5510)0180

■申し込み先・お問い合わせ

日本チェーンドラッグストア協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-10名和ビル5階

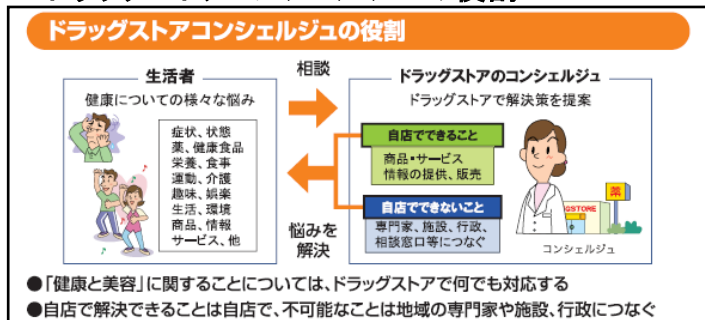
TEL:03(3506)1031 FAX:03(5510)0180 Email:info@nihonyakugyou.jp

幅広い健康づくりのためのプログラムを学習できる 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

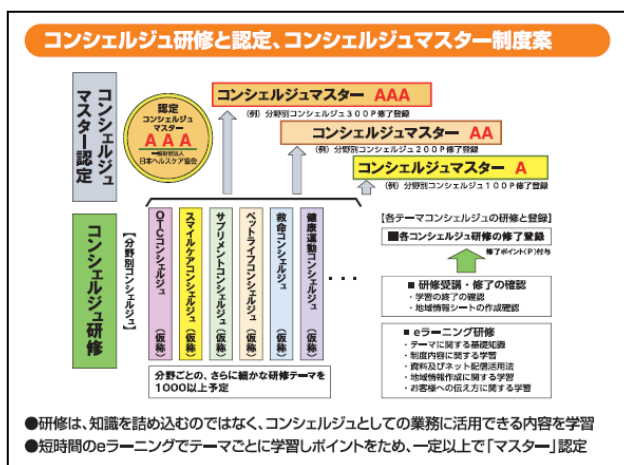
■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会（認定委員会）より与えられます。

■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容	
コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介（法律に抵触しない範囲・方法で）
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みを一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるような知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。

「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。
 ※現在、学習できるコンテンツは、テーマの前に★印がついています。

★オリエンテーション講座		ベビーケア	
■食と健康	コンテンツ	ベビー用品	赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他
食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他	ベビーケア	赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他
★スマイルケア食	そしやく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他	妊娠・出産	妊娠から出産までの基本知識/快適マタニティライフ/その他
★スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎	■健康維持生活	コンテンツ
★知っておきたい健康食品とサプリメント	健康食品の現状、健康食品に関する情報提供、健康食品と医薬品の相互作用、健康食品の販売に関する注意点(法的側面)	★高齢者の運動の必要性	高齢者の運動の必要性/ながら筋トレ体操/カーブスの紹介
★エイコサペンタエン酸	脂質栄養の基礎、EPAの効果(中性脂肪低下効果)、EPA/AA比について、EPAの効果(スポーツパフォーマンス向上効果)	ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他
その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他	救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他
■ヘルスケア	コンテンツ	■健康関連制度	コンテンツ
★正しい薬の飲み方・使い方	服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー	薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他
★血圧の正しい測定法	血圧・高血圧について/血圧の正しい測定方法/オムロン自動血圧計の紹介	医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他
医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/他	社会保障制度	国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他
ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい使用法/他	■その他	コンテンツ
サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他	部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他
■ビューティケア	コンテンツ	部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他
化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ法/その他	美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他
ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用法/その他	地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他
サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他	その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他
■加齢生活ケア	コンテンツ		
加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用法/TPO対処法/他		
介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/他		
サポート用品	疾病・怪我予防用品使用法/介助・介護用品使用法/他		

■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法：eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費：2018年秋頃までは無料で受講が可能(有料になった時、受講をご希望がご連絡します)

受講対象者：登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法：受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。 (2018年秋以降も無料で受講できます。)	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。 (2018年秋以降も無料で受講できます。)	日本薬業研修センターにお問合せ下さい。 ポイント加算を行います。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先：日本薬業研修センター

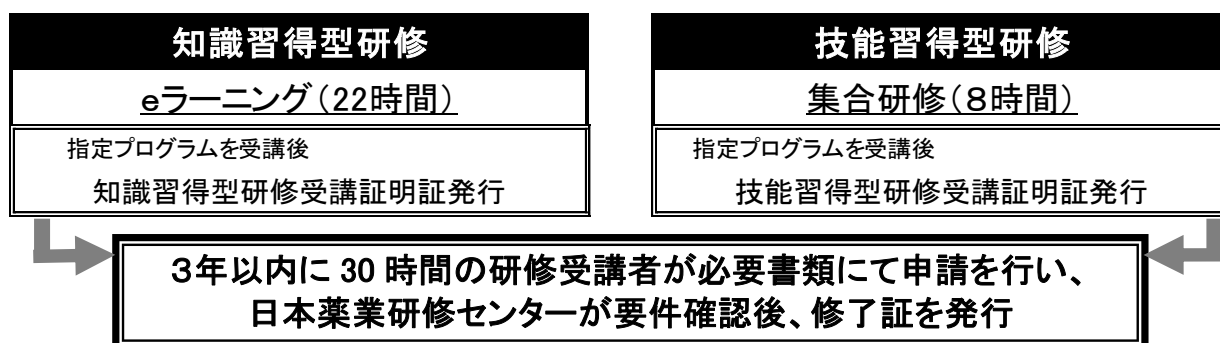
TEL: 045-478-5453 FAX: 045-478-5461 Mail: cme@yakken-ctr.jp

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、昨年より健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、2017年3月からスタートし、全国各地での研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

地域の薬務課の方も来場し講義を行う場合もあり、引き続き、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協利団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。

別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。

技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。

B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

〔技能習得型研修開催予定日程・地区〕

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	2019年4月14日(日)	千葉県松戸市	(株)マツモトキヨシ 本社別館	9時30分～19時
2	2019年6月9日(日)	東京都渋谷区	協励会館	9時～17時40分

● 日程は、決定次第ホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)にアップします。
● 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込
・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。 ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。 開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

参加希望者の多い地区から随時開催します。
研修の開催状況は研修センターのホームページ
(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。

受講開始
・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します (案内は、すべてメールで送信します)。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始
・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。 ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。
手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

■申込方法

1) 別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたは FAX にてお申込下さい。

●技能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

- ・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。
希望地区が未定の方は、空白でも構いません。
- ・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。
- ・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2) 企業一括申込の場合は技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

- ・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3) 技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が 30 名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

- ・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。
- ・研修センターの HP でも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。
- ・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々のグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

■申込手続きの流れ

1) 企業申込の場合

- ① 申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。
- ② 事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。
- ③ 開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。
当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。
- ④ 後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2) 個人申込の場合

- ① 申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。
- ② 事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。
開催の2週間前までに、お振込み願います。
- ③ 入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

- ・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。
- ・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。
- ・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人件分の還付金をお支払します。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>(健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1	2019年4月14日(日)	千葉県松戸市	(株)マツモトキヨシ 本社別館	名	名	名	名	
2	2019年6月9日(日)	東京都渋谷区	協励会館	名	名	名	名	

研修時間は、No1, 2, 4は、9時30分～19時、No3は、9時～17時40分を予定しております。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**開催2週間前までに**
申込み者のご連絡をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

健康サポート薬局研修申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講か選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が30名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

技能習得型研修									知識習得型研修	
実施形式		研修名			地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月
A研修	B研修	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ		Ⅰ研修	Ⅱ研修	Ⅲ研修		
[記入例]		○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃
		○		○	静岡県			3~5		
		○	○	○	大阪府	1	1	1	1	H29.3頃

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。
 ※Ⅲ研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験
指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3) 法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者: 日本チェーンドラッグストア協会に加入している薬剤師の方

※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本チェーンドラッグストア協会に加盟する団体・企業に勤務している薬剤師の方

※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

■カリキュラム

□症状・部位別 医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。 基礎講座の7回以降は、1つのテーマを2回に分けて学習します。			
○基礎講座				○応用講座			
1	胃腸症状	19・20	咳	1・2	胃腸薬	25・26	皮膚疾患用薬
2	疲労・虚弱症状	21・22	禁煙	3・4	便秘薬	27・28	口腔内用薬・ うがい薬・ オーラルケア用品
3	目の症状	23・24	肩こり	5・6	止瀉薬・整腸薬	29・30	痔疾用薬
4	かぜ症候群	25・26	頭痛	7・8	滋養強壮薬	31・32	鎮咳去痰薬
5	一般用検査薬	27・28	腰痛・関節痛	9・10	目薬	33・34	禁煙補助剤
6	アレルギー 症状	29・30	口内炎	11・12	検査薬	35・36	外用消炎 鎮痛剤
7・8	動悸・ 更年期症状	31・32	乗物酔い	13・14	かぜ薬	37・38	乗り物酔い 防止薬
9・10	痛み (解熱鎮痛薬)	33・34	スキンケア	15・16	女性用薬・ ハーブ医薬品	39・40	スキンケア
11・12	精神神経症状	35・36	育毛・発毛	17・18	強心薬・高コレ ステロール改善薬・ 貧血用薬	41・42	育毛剤・発毛剤
13・14	虫さされ	37・38	水虫	19・20	抗アレルギー薬・ 鼻炎用薬・ 点鼻薬	43・44	水虫薬
15・16	オーラルケア	39・40	爪から見える 病気	21・22	解熱鎮痛薬・ 生理痛専用薬	45・46	泌尿器用薬
17・18	痔の症状	41・42	すり傷・切り傷・ やけど	23・24	睡眠改善薬・ 眠気防止薬・ 小児鎮静薬		

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・ リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと 生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・ シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

1. 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

■申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

第24期生
(2019年6月生)
募集中

募集締切日 2019年5月31日

— 美と健康、セルフメディケーションの両輪 —
■■ 第24期募集が新規最終募集になります。 ■■

美容に関する悩みや要望への確かなアドバイスができます

ビューティケアアドバイザーの目的

今、新たな視点で、ビューティケアを担う人材が求められています。美容に関する要望や個別の悩みを解決し、より健康でより美しく快適な生活を提案するのが、ビューティケアアドバイザーです。

生活全般との関わりを含めた幅広い知識や美容技術を持った人材を育成し、豊かでより快適な生活創りに貢献することを目的としています。

ビューティケアアドバイザーは何ができるか

美と健康はセルフメディケーションの両輪です。化粧品やメイク、肌の悩みなどをはじめ、食事・栄養・運動など、生活全般に関わる側面からも美容に関するアドバイスができるようになります。また、薬、健康・美容食品などのヘルスケアとの関連を学び、ドラッグストアに求められる健康と美容の情報提供ができます。

ビューティケアアドバイザーの狙い

地域生活者がより美しく、若々しく、快適な暮らしを行っていくのに必要なアドバイスができます。

また、接客の基本や心構えを学び、対応能力と販売の実践力がアップすることを狙いとしています。

養成方法

通信教育、DVD学習
スクーリング
JACDS指定基礎美容講座

養成期間

8ヶ月

教材内容

テキスト：2分冊
DVD：1枚
添削問題：6回

認定方法

学科試験・応対実技試験

受講料

会員企業価格
51,840円(税込)

募集締切

2019年5月31日

美容講座の受講については、資生堂、カネボウ、コーセー、花王ソフィーナの4メーカーの商品を取り扱っていない店舗又は業種へお勤めの方は別途美容講座の費用がかかります。

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧ください。各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

主なカリキュラム

ビューティケアに関する知識・技術編

ビューティケアに関する基礎知識

- ・美容に関する基礎知識
- ・肌に関する基礎知識

・ビューティケアに必要な基礎知識

・ビューティケアに必要なその他専門知識

ビューティケアアドバイスに関する基礎知識・技術

・フェイスに関するビューティケア

・フェイス以外に関するビューティケア

ビューティケアに関する応対・売場知識編

・応対に関する知識・技術

・ドラッグストアの売場に関する知識

DVD

・メーキャップ技術Howto編

・応対基本技術編

ビューティケアアドバイザー

養成講座

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)



募集締切日 2019年7月20日

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —
 ■ 第27期募集が新規最終募集になります。 ■

漢方の知識で健康づくりをサポートします

漢方
アドバイザー
養成講座

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。
 新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。
 また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。
 漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙いとされています。

養成方法
通信教育、DVD学習
養成期間
10ヶ月
教材内容
テキスト：5分冊＋別冊1冊 DVD：1巻 添削問題：10回
認定方法
学科試験
受講料
会員企業価格 101,800円(税込)
募集締切
2019年7月20日

主なカリキュラム
漢方に関する基礎知識編
・ 中医学小史
・ 中医学基礎知識
・ 中医診断学概要
・ 中薬の基本知識(上)
漢方に関する実践知識編
・ 中薬の基本知識(下)
・ 常用中薬
・ 常用の方剤(上)
・ 常用の方剤(下)
・ 食物の医療・保健作用
・ 病気と中医弁証治療
(別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要)
DVD
・ 漢方の世界「中医学基礎講座」

(編集・監修：国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会
 ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター
 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F
 Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461
 E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)
 E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&B C人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

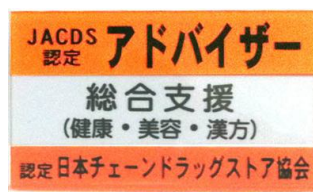
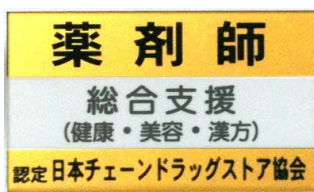
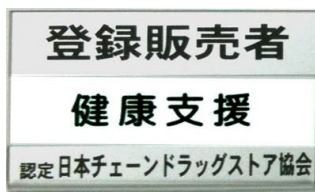
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

(表①)

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

例 ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師

総合支援（健康・漢方）薬剤師

ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー

総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野(認定名)が明記されています。

健康支援 健康づくり 漢方支援 漢方薬の活用
育児支援 妊娠・出産・育児 美容支援 美と健康
総合支援 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください! JACDS 日本フェンドラッグストア協会

薬剤師 健康支援
登録販売者 総合支援 (健康・美容)
JACDS認定 アドバイザー 総合支援 (美容・育児・漢方)

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。(新規更新登録の場合は、更新料に含まれます) 申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **今西 信幸**
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキョシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

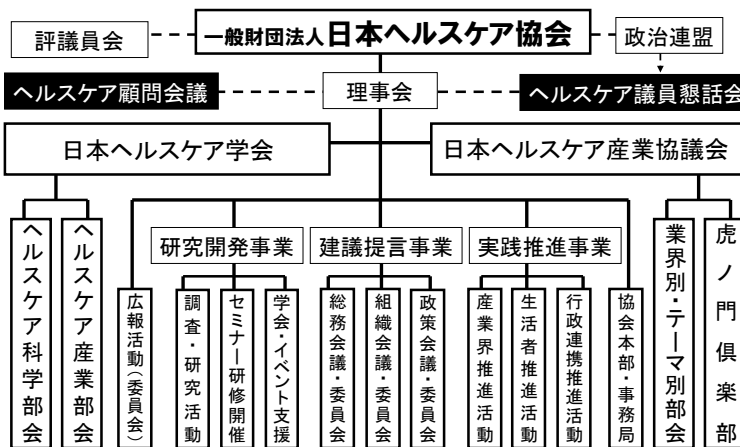
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、
国民の幸福に寄与します

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能的表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会 区民公開シンポジウムに協力

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。

※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。

※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■お振込み先

●振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873

●振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会

※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
業種				
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
	E-mail:			
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
	E-mail:			
年会費	3千円(人/年)		請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2019年2月15日午後4時から2020年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額 (1事故)
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険: 1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険: 1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額は業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と同額かつ共有となります。			
保険料(注)	3,460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害					
保険料(注)			1,260円	1,420円	1,610円

中途加入手続き

- ◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。
- ◆加入依頼書の送付先：
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F
日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）
- ◆保険料を下記口座へお振込みください。
振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店
（口座番号）普通口座 0406415
（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】2019年

■ 薬局および店舗販売業契約（1店舗あたり保険料）

＜補償内容＞

業務危険：1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険：対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万／対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約（業務危険・施設危険）と同一

＜年間保険料＞

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日	3月15日	11	3,170
3月25日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月27日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月26日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月25日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

■ 勤務薬剤師・勤務登録販売者契約（1名あたり保険料）

＜補償内容＞

Aタイプ：業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ：業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ：業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ：1,260円

Bタイプ：1,420円

Cタイプ：1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月27日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月26日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月25日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130

seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。

難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい! と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

solaputi kids' camp
a seriousfun camp
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

行政他からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

1. 4/1 人材開発に取り組む事業主の方向けに、リーフレット『「人材開発支援策」のご案内』

—人材開発統括官(4月)

4月1日付制度改正に伴い、事業主向けリーフレット改訂の案内がありました。詳細は「人材開発支援策」のご案内[PDF形式:615KB]を以下のURLよりご覧下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000506290.pdf>

2. 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第20回報告書」の周知について

—医薬・生活衛生局総務課長(4月8日)

平成30年7月から12月までに報告された事例の報告書が公表されました。報告書は公益財団法人日本医療機能評価機構のホームページに掲載されていますので、以下のURLよりご覧下さい。

http://www.yakkyoku-hiyari-jcqh.or.jp/pdf/report_20.pdf

【資料:後頁2ページ分あり】

3. 要指導医薬品から一般用に移行した医薬品等について

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長(4月15日)

医薬品の分類変更、新たに要指導医薬品に指定された医薬品について、分類に応じた適切な販売が行われるよう周知依頼がありました。よろしくお願ひします。

【資料:後頁2ページ分あり】

4. 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長(4月15日)

上述の区分変更となった医薬品における区分表示変更等に関する留意事項の案内です。該当医薬品について適切な対応をお願いします。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。

【資料:後頁3ページ分あり】

5. 一般用医薬品のイコサペント酸エチル製剤の適正販売について

—医薬・生活衛生局総務課長(4月15日)

イコサペント酸エチル製剤が要指導医薬品から第一類医薬品に移行したことに伴い、販売時の対応について周知依頼がありました。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。

【資料:後頁4ページ分あり】

【経済産業省】

6. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(2月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の1月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。 【資料:後頁15ページ分あり】

7. 健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&A周知について

—商務・サービスグループ消費・流通政策課(3月29日)

経産省所管の流通団体宛に桂生健康増進法の施行に関する Q&A に関する周知依頼がありました。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁39ページ分あり】

【国土交通省】

8. 「ホワイト物流」推進運動への賛同について—(4月16日)

近年のトラック運転者不足の深刻化に対するため、「ホワイト物流」推進運動について周知依頼がありました。詳しくは後頁の資料並びに以下の URL をご確認下さい。 【資料:後頁2ページ分あり】

<https://white-logistics-movement.jp/>

【警察庁】

9. G20 大阪サミット等開催に伴う警備協力について—警備局長(4月24日)

JACDS 事務連絡No.19011 でも案内した内容です。該当する地域においては出来る範囲での協力をお願いします。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁2ページ分あり】

10. 民法等改正に伴う 20 歳未満の者の飲酒防止のための取組について

—生活安全局長(3月29日)

民法等の改正に伴い成年年齢が 18 歳に引き下げられた後も、未成年者飲酒禁止法では 20 歳未満を禁酒対象とすることについて周知依頼がありました。店舗での種類販売の際にはご留意をお願いします。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁3ページ分あり】

【復興庁】

11. 福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査の結果に基づく指導、助言について—復興庁統括官(4月26日)

福島県産農産物登録販売者実態調査により判明した、福島県産農産物などの販売不振の払しょくについて協力依頼がありました。詳しくは後頁の資料をご確認下さい。 【資料:後頁7ページ分あり】

【一般社団法人日本私立大学連盟】

12. 「新たな時代の就職・採用のあり方と大学教育」の周知について

昨年秋に経団連が発表した、2021 年度以降に入社する学生を対象とする採用選考に関しては指針を策定しないという方針を踏まえ、私立大学に対する理解と支援について周知依頼がありました。詳しくは後頁の資料並びに以下の URL をご確認下さい。 【資料:後頁1ページ分あり】

https://www.shidairen.or.jp/files/topics/2470_ext_03_0.pdf



薬生総発 0408 第 1 号
薬生安発 0408 第 1 号
平成 31 年 4 月 8 日

各
〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕
薬務主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第 20 回報告書」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 (以下「本事業」という。) は、公益財団法人日本医療機能評価機構 (以下「機構」という。) による厚生労働省補助事業であり、平成 21 年 4 月から、薬局におけるヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。本事業は、医療安全対策に有用な情報について、各薬局に広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、機構が、平成 30 年 7 月から 12 月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第 20 回報告書」を公表しました。この報告書は、機構から各都道府県、各保健所設置市及び各特別区の長宛に送付されており、機構のホームページにも掲載されています (<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>)。

貴職におかれましては、下記留意事項とともに、薬局等におけるヒヤリ・ハットの発生防止のため、貴管下薬局の他、医療機関及び関係団体に対し、本報告書を周知いただくとともに、各薬局において本報告書を通じてヒヤリ・ハットの要因や傾向等を把握し、発生防止により一層取り組まれるよう御配慮願います。



薬第 75 号

記

1. 現在、本事業への参加登録等の手続きや診療報酬における取扱いに関する薬局からの問合せが集中しているとの報告を機構から受けています。このため、本事業への参加登録等の手続きに際しては、機構ホームページに掲載されている「参加の手引き」を事前に確認いただくよう、周知をお願いいたします。また、診療報酬の取扱いに関しては機構では回答できないため、以下のURLの診療報酬に関する照会先へ問合せいただくよう、併せて周知方をお願いいたします。

※診療報酬に関する照会先のURL：

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000196837.pdf>

2. 本事業で平成30年7月から12月までに報告された件数は59,389件となり、そのうち、「調剤」の事例は18,062件、「疑義照会」の事例は41,199件あり、医療安全に資する事例の報告が増えています。

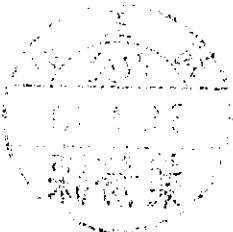
本通知の内容については、貴管下薬局等の薬局の管理者、医薬品の安全使用のための責任者、医療機関の医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品の安全使用のための責任者等に対しても周知されるよう御配慮願います。

【参考】

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発信された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス（PMDA メディナビ）」が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されています。以下のURLから登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス（PMDA メディナビ）

<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>



薬生薬審発 0415 第 1 号
薬生安発 0415 第 1 号
平成 31 年 4 月 15 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品等について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 231 号。以下「改正告示」という。）が平成 31 年 4 月 15 日に告示され、同日から適用されます。

改正告示の内容については、下記のとおりですので、医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品及び新たに要指導医薬品に指定された医薬品について、分類に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願ひします。

記

1. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成 26 年厚生労働省告示第 255 号）第 1 号中からイコサペント酸エチルを削除する。

ネチコナゾール（膾カンジダ治療薬に限る。）については、要指導医薬品として製造販売される予定がないことから、告示から削除する。なお、一般用医薬品への移行もなされない。

また、フルチカゾンプロピオン酸エステルについては、要指導医薬品として指定する。

2. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

平成 31 年 4 月 14 日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 7 条の 2 第 1 項第 2 号に定める期間を満了したため、同年 4 月 15 日より要指導医薬品から一般用医薬品（第

一類医薬品)に移行する。

有効成分	第一類医薬品となる日
イコサペント酸エチル	平成 31 年 4 月 15 日

3. 新たに要指導医薬品に指定された医薬品

新たに承認された医薬品について、法第 4 条第 5 項第 3 号に規定する要指導医薬品に指定する。

有効成分	承認年月日	調査期間 (予定)	販売開始日
フルチカゾンプロピオン酸エステル	平成 31 年 4 月 15 日	安全性等に関する 製造販売後調査期 間 (3 年)	—

薬生監麻発 0415 第 1 号
平成 31 年 4 月 15 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（平成 31 年厚生労働省告示第 232 号。以下「経過措置告示」という。）が平成 31 年 4 月 15 日に告示され、同日より適用されます。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「省令」という。）第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要性が生じた下記 1 に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
イコサペント酸エチル	平成 31 年 4 月 15 日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

- ウ 旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
イコサペント酸エチル	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品等について（平成31年4月15日薬生安発0415第232号）

薬生総発 0415 第 1 号
薬生安発 0415 第 2 号
平成 31 年 4 月 15 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

一般用医薬品のイコサペント酸エチル製剤の適正販売について

要指導医薬品であるイコサペント酸エチル製剤（以下「本剤」という。）については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 231 号）により、平成 31 年 4 月 15 日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行されました。

本剤の要指導医薬品から一般用医薬品の移行に際しては、平成 31 年 4 月 2 日に開催された平成 31 年度第 1 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、本剤の適正使用に資する販売時対応の確実な実施に必要な措置を講じることとされました。

については、下記の措置を講じるよう貴管下関係者に周知徹底方お願いいたします。

なお、下記の措置が講じられるまでの間は、従前要指導医薬品としての販売時に求められていた対応を確実に実施するよう周知徹底方お願いいたします。

記

1. 製造販売業者又は製造販売業者との提携により販売を請け負う者（以下「販売元」という。）が講じる措置について
 - (1) 販売の相手方が、本剤を販売しても差し支えない者かを確認するために薬局、店舗販売業及び配置販売業（第一類医薬品を販売する場合に限る。以下「薬局等」とい

う。)が販売の際に用いることとしている資材(以下「セルフチェックシート」という。)について、以下の内容を含めること。

- ・ 血液検査の結果及び検査年月を記入するための欄を設けること。
- ・ 前回購入年月を記入するための欄を設けること。
- ・ 病院、診療所名を記入するための欄を設けること。

なお、当該措置に伴い、現在使用されているセルフチェックシートの「初めての方用」及び「2回目以降の方用」を一つにまとめることを含め、レイアウト等の変更を行うことは差し支えない。

(2) 製造販売業者又は販売元は、薬局等に対して本剤を販売するに当たっては、薬局等の名称及び所在地をあらかじめ登録するとともに、当該情報を製造販売業者又は販売元において管理すること。

(3) 製造販売業者又は販売元は、上記の(2)にて登録した薬局等に対して、本剤の販売に当たって以下の実施の徹底を要請すること。実施されていないことを知ったときは、本剤の販売を停止し、必要な改善のための取組みを求めること。

- ・ 本剤の販売に当たっては、本剤の購入予定者におけるこれまでの購入回数にかかわらず、セルフチェックシートを用いて、血液検査の結果及び検査年月が記入されていること等、本剤を販売して差し支えない者であることを確認すること。また、インターネット販売の場合は、購入予定者に対して、記入内容の確認を行った上で、血液検査の結果及び検査年月が記入されていること等、本剤を販売して差し支えない者であることを確認すること。
- ・ 販売する際に用いたセルフチェックシートを販売の都度購入者から受け取るとともに、2年間保管すること。なお、セルフチェックシートの保管に際しては、電磁的記録で保管することとしても差し支えない。
- ・ 本剤を販売した場合には、購入者に対し、未使用のセルフチェックシートを渡すとともに、次回購入時に持参するよう説明を行うこと。
- ・ 薬局等においては、販売履歴を管理し、2年間保管すること。また、インターネット販売の場合は、セルフチェックシートの内容確認等の際に購入者が入力し、薬局等が管理する販売時対応データに基づいて、販売履歴を管理し、2年間保管すること。
- ・ 薬局等で保管するセルフチェックシートに関する記録等について、製造販売業者又は販売元から提出を求められたときは応じること。
- ・ 購入者より、医療機関等における血液検査の結果として、中性脂肪値の改善が見られないとして相談があった場合には、服用を中止するよう指導し、受診勧奨を行うこと。
- ・ 生活習慣の改善状況や服用継続の可否を定期的に確認する観点から、一度に販売できる数量は、原則1か月分までとすること。

(4) 添付文書について、以下の改訂を行うこと。

- ・ 「服用にあたっての重要な注意」の項の、「中性脂肪異常の改善には、生活習慣の改善（食事・運動・禁煙）をあわせておこなうことが大切です。」を使用者にとってはっきりと目に留まるように記載するとともに、「医療機関等における血液検査の結果として、中性脂肪値の改善が見られない場合は、服用を中止し、この説明書を持って医師又は薬剤師に相談してください。」の記載を追記する。
- ・ 「服用にあたっての重要な注意」の項目名を、「服用に関する重要な注意」に改める。
- ・ 「用法・用量」の項の[注意]における血液検査に関する記載を、「本剤の服用開始3か月後には、医療機関等で血液検査を行い、中性脂肪値の改善を確認してください。」に改める。
- ・ 「用法・用量」の項の[注意]に、「血液検査にあたっては、中性脂肪値に影響を及ぼすため、検査前10時間以上は、水以外の飲食物を摂取しないようにする必要があります。」の記載を追記する。

(5) 薬局等向け情報提供資料について、以下の改訂を行うこと。

- ・ 「医療機関等において血液検査が行われていない場合には、3か月経過ごとに血液検査を行うよう、繰り返しご指導ください。」の記載を追記する。
- ・ 上記の(4)における注意喚起について、追記又は改める。

(6) 使用者向け情報提供資料について、以下の改訂を行うこと。

- ・ 「このお薬の使い方は？」の項に、「中性脂肪値は食事摂取により高値となる場合がありますので、検査前10時間以上は、水以外の飲食物の摂取をお控えください。」と記載する。
- ・ 「このお薬の服用中に気を付けなければならないことは？」の項に、「中性脂肪異常の改善には、生活習慣の改善（食事・運動・禁煙）をあわせておこなうことが大切ですので、この薬の服用を続けるだけで、中性脂肪異常が改善されるとは限りません。そのため、3か月ごとに医療機関等で血液検査を行い、その結果として中性脂肪値の改善が見られない場合は、服用継続の可否について医師に相談するか又は服用を中止し、この説明書を持って薬剤師に相談してください。」と記載する。
- ・ 「本剤の服用を継続するにあたっては、生活習慣の改善状況や服用継続の可否を定期的に確認する必要がありますので、一度に購入できる数量は、原則1か月分となります。」と記載する。
- ・ 購入記録欄を設け、購入年月日、店舗名、数量等を記録できるようにする。

(7) 本剤の製造販売業者又は販売元は、上記の(1)から(6)の取組状況及び本剤の販売実態について、一般用医薬品としての販売開始日から起算して6か月ごとに、医薬安全対策課に報告すること。

2. 薬局等における対応について

薬局等においては、製造販売業者又は販売元の講じる上記の措置に協力し、特に本通知の1.(3)に基づき製造販売業者又は販売元に要請された下記の内容について遵守すること。

- (1) 本剤の販売に当たっては、本剤の購入予定者におけるこれまでの購入回数にかかわらず、セルフチェックシートを用いて、血液検査の結果及び検査年月が記入されていること等、本剤を販売して差し支えない者であることを確認すること。また、インターネット販売の場合は、購入予定者に対して、記入内容の確認を行った上で、血液検査の結果及び検査年月が記入されていること等、本剤を販売して差し支えない者であることを確認すること。
- (2) 販売する際に用いたセルフチェックシートを販売の都度購入者から受け取るとともに、2年間保管すること。なお、セルフチェックシートの保管に際しては、電磁的記録で保管することとしても差し支えない。
- (3) 本剤を販売した場合には、購入者に対し、未使用のセルフチェックシートを渡すとともに、次回購入時に持参するよう説明を行うこと。
- (4) 薬局等においては、販売履歴を管理し、2年間保管すること。また、インターネット販売の場合は、セルフチェックシートの内容確認等の際に購入者が入力し、薬局等が管理する販売時対応データに基づいて、販売履歴を管理し、2年間保管すること。
- (5) 薬局等で保管するセルフチェックシートに関する記録等について、製造販売業者又は販売元から提出を求められたときは応じること。
- (6) 購入者より、医療機関等における血液検査の結果として、中性脂肪値の改善が見られないとして相談があった場合には、服用を中止するよう指導し、受診勧奨を行うこと。
- (7) 生活習慣の改善状況や服用継続の可否を定期的に確認する観点から、一度に販売できる数量は、原則1か月分までとすること。

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2 0 1 9 年 2 月 分

February, 2019

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年[2013年]10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として2017年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2019年2月の家電大型専門店販売額は3074億円、前年同月比で見ると0.3%の増加となった。
商品別にみると、その他が同5.7%の増加、AV家電が同1.9%の増加、通信家電が同1.6%の増加、生活家電が同0.4%の増加となった。
一方、カメラ類が同▲13.9%の減少、情報家電が同▲1.3%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,074	440	688	277	113	1,220	335	2,490
0.3	1.9	▲1.3	1.6	▲13.9	0.4	5.7	1.1

6. ドラッグストア販売額の動向

2019年2月のドラッグストア販売額は5010億円、前年同月比で見ると4.4%の増加となった。
商品別にみると、調剤医薬品が同8.5%の増加、その他が同8.0%の増加、食品が同5.6%の増加、ビューティケア(化粧品・小物)が同4.6%の増加、健康食品が同4.1%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同3.9%の増加、OTC医薬品が同2.8%の増加、トイレタリーが同2.6%の増加、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同1.1%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

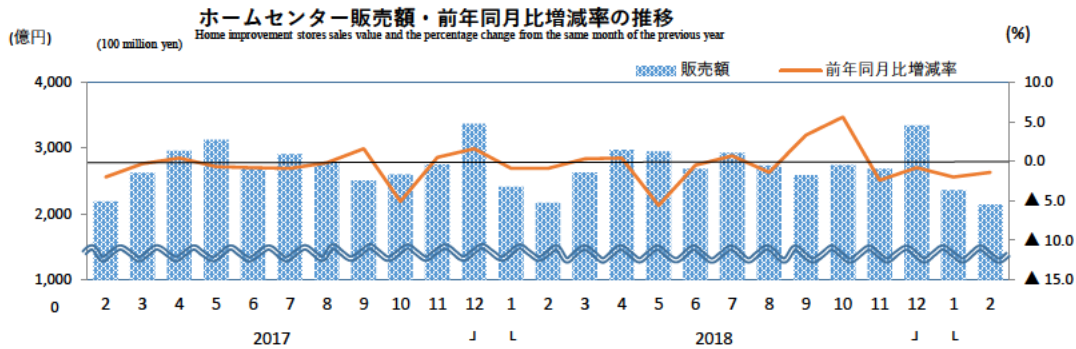
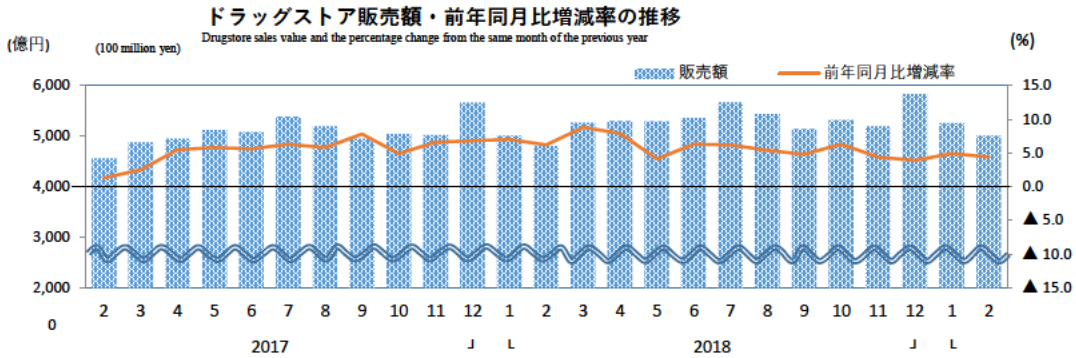
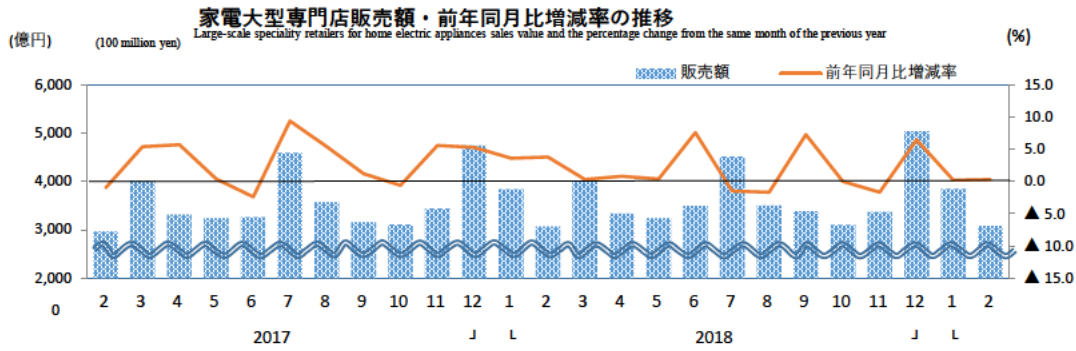
合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生用 品)・介護・ベ ビー	健康 食品	ビューティケ ア(化粧品・ 小物)	トイレ タリー	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品	食品	その他	店舗数
5,010	338	689	367	169	714	457	725	1,464	87	15,748
4.4	8.5	2.8	1.1	4.1	4.6	2.6	3.9	5.6	8.0	5.0

7. ホームセンター販売額の動向

2019年2月のホームセンター販売額は2139億円、前年同月比で見ると▲1.4%の減少となった。
商品別にみると、その他が同▲8.1%の減少、電気が同▲6.2%の減少、オフィス・カルチャーが同▲5.0%の減少、家庭用品・日用品が同▲1.3%の減少、カー用品・アウトドアが同▲1.2%の減少、インテリアが同▲0.4%の減少となった。
一方、DIY用具・素材が同2.8%の増加、ペット・ペット用品が同1.2%の増加、園芸・エクステリアが同1.0%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステリ ア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,139	493	147	134	468	221	180	93	121	282	4,333
▲1.4	2.8	▲6.2	▲0.4	▲1.3	1.0	1.2	▲1.2	▲5.0	▲8.1	1.0



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale speciality retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale speciality retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	
2016年	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	CY 2016
2017年	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	2017
2018年	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	2018
2015年度	42,288	1.2	2,430	54,776	9.2	13,653	33,159	2.0	4,218	FY 2015
2016年	41,984	▲0.7	2,478	57,729	5.3	14,509	33,040	▲0.4	4,271	2016
2017年	43,348	3.3	2,467	61,503	6.4	15,076	32,908	▲0.4	4,298	2017
2017年 10~12月	11,288	3.7	2,529	15,730	6.1	15,049	8,720	▲0.8	4,304	Q4 2017
2018年 1~3月	10,931	2.4	2,467	15,082	7.4	15,076	7,212	▲0.5	4,298	Q1 2018
4~6月	10,070	2.9	2,478	15,954	6.1	15,284	8,609	▲2.0	4,317	Q2 2018
7~9月	11,397	0.9	2,483	16,249	5.5	15,454	8,259	0.8	4,322	Q3 2018
10~12月	11,514	2.2	2,498	16,359	4.8	15,660	8,773	0.6	4,346	Q4 2018
2017年 12月	4,748	5.3	2,529	5,663	6.8	15,049	3,371	1.6	4,304	Dec 2017
2018年 1月	3,843	3.6	2,462	5,013	7.0	14,955	2,411	▲0.9	4,291	Jan 2018
2月	3,066	3.8	2,463	4,800	6.2	15,000	2,170	▲0.9	4,288	Feb 2018
3月	4,023	0.3	2,467	5,270	8.8	15,076	2,630	0.3	4,298	Mar 2018
4月	3,334	0.8	2,470	5,302	7.9	15,155	2,973	0.4	4,316	Apr 2018
5月	3,240	0.4	2,471	5,293	4.1	15,227	2,951	▲5.6	4,319	May 2018
6月	3,496	7.6	2,478	5,359	6.3	15,284	2,686	▲0.5	4,317	Jun 2018
7月	4,516	▲1.5	2,478	5,670	6.2	15,338	2,931	0.7	4,321	Jul 2018
8月	3,499	▲1.7	2,481	5,436	5.4	15,372	2,737	▲1.4	4,317	Aug 2018
9月	3,381	7.3	2,483	5,143	4.8	15,454	2,590	3.3	4,322	Sep 2018
10月	3,099	0.0	2,484	5,321	6.3	15,481	2,744	5.6	4,324	Oct 2018
11月	3,371	▲1.7	2,496	5,199	4.4	15,581	2,685	▲2.4	4,337	Nov 2018
12月	5,044	6.5	2,498	5,839	3.9	15,660	3,345	▲0.8	4,346	Dec 2018
2019年 1月	3,849	0.2	2,486	5,258	4.9	15,688	2,363	▲2.0	4,336	Jan 2019
2月	3,074	0.3	2,490	5,010	4.4	15,748	2,139	▲1.4	4,333	Feb 2019

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
2016年	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	C Y 2016
2017	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	2017
2018	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137	2018
2015年度	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	F Y 2015
2016	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	2016
2017	255,331	675	51,930	152	69,680	179	114,741	274	38,394	116	48,240	128	2017
2017年10~12月	63,951	679	13,164	150	17,608	179	28,716	268	9,596	115	11,961	126	Q4 2017
2018年1~3月	63,915	675	12,703	152	16,877	179	28,459	274	9,475	116	11,988	128	Q1 2018
4~6	64,858	676	13,602	155	18,056	184	29,767	277	9,947	117	12,752	132	Q2
7~9	67,711	683	14,275	160	18,970	185	30,855	279	10,593	122	13,443	134	Q3
10~12	65,937	692	13,981	162	18,469	190	29,751	287	10,214	124	12,660	137	Q4
2017年12月	21,836	679	4,673	150	6,164	179	9,946	268	3,309	115	4,055	126	Dec 2017
2018年1月	22,661	676	4,464	150	5,923	179	9,998	269	3,353	115	4,216	127	Jan 2018
2	21,401	675	4,052	150	5,355	179	9,100	271	3,028	116	3,906	127	Feb
3	19,853	675	4,187	152	5,599	179	9,361	274	3,094	116	3,866	128	Mar
4	21,474	674	4,533	154	6,007	180	9,969	274	3,299	117	4,235	130	Apr
5	21,056	676	4,468	154	5,915	181	9,636	274	3,247	117	4,121	132	May
6	22,328	676	4,601	155	6,134	184	10,162	277	3,401	117	4,396	132	Jun
7	22,331	679	4,804	159	6,496	185	10,562	277	3,582	120	4,563	134	Jul
8	23,162	679	4,883	160	6,489	186	10,437	279	3,639	120	4,597	134	Aug
9	22,218	683	4,588	160	5,985	185	9,856	279	3,372	122	4,283	134	Sep
10	21,624	684	4,606	161	6,095	189	9,737	283	3,336	123	4,168	136	Oct
11	21,699	686	4,450	162	5,938	189	9,766	285	3,356	123	4,213	138	Nov
12	22,614	692	4,925	162	6,436	190	10,248	287	3,522	124	4,279	137	Dec
2019年1月	24,056	692	4,753	162	6,183	190	10,403	287	3,502	124	4,451	137	Jan 2019
2	22,482	693	4,366	162	5,712	191	9,577	289	3,200	124	4,148	138	Feb
2016年	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	C Y 2016
2017	5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	2017
2018	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7	2018
2015年度	9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	F Y 2015
2016	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	2016
2017	5.3	3.1	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	2017
2017年10~12月	5.1	3.8	5.6	6.4	4.3	3.5	5.7	5.5	7.6	7.5	8.4	9.6	Q4 2017
2018年1~3月	4.8	3.1	7.1	7.0	5.1	4.1	6.5	5.8	8.6	6.4	8.9	9.4	Q1 2018
4~6	5.2	2.9	6.5	7.6	5.3	5.7	5.8	5.3	6.7	5.4	8.7	10.9	Q2
7~9	3.3	2.7	7.4	8.8	5.1	4.5	4.9	5.3	6.0	7.0	7.0	10.7	Q3
10~12	3.3	2.5	6.2	8.0	4.9	6.1	3.6	7.1	6.4	7.8	5.8	8.7	Q4
2017年12月	5.0	3.8	7.2	6.4	5.5	3.5	6.3	5.5	8.0	7.5	8.7	9.6	Dec 2017
2018年1月	4.2	4.0	8.1	4.2	7.0	3.5	7.3	5.9	9.5	6.5	9.8	10.4	Jan 2018
2	4.1	3.1	6.0	5.6	4.5	3.5	5.6	5.9	7.9	7.4	7.5	8.5	Feb
3	6.1	3.1	7.2	7.0	3.7	4.1	6.6	5.8	8.3	6.4	9.4	9.4	Mar
4	6.0	2.9	7.0	6.9	6.1	4.7	7.8	5.4	7.2	5.4	11.2	9.2	Apr
5	4.5	3.2	6.0	6.9	3.8	4.0	3.6	5.0	5.6	5.4	6.3	10.9	May
6	5.2	2.9	6.6	7.6	6.0	5.7	5.9	5.3	7.2	5.4	8.6	10.9	Jun
7	0.7	2.7	4.7	9.7	4.7	5.1	4.6	4.5	7.0	8.1	9.4	11.7	Jul
8	4.0	2.4	8.2	9.6	5.5	5.1	6.0	5.7	5.4	8.1	5.8	10.7	Aug
9	5.3	2.7	9.5	8.8	5.1	4.5	4.0	5.3	5.4	7.0	5.9	10.7	Sep
10	2.7	2.7	6.3	8.8	5.7	6.2	4.0	6.8	5.4	7.9	6.2	11.5	Oct
11	3.5	2.1	7.0	8.7	4.6	5.6	3.8	6.7	7.5	7.0	5.8	9.5	Nov
12	3.8	2.5	5.4	8.0	4.4	6.1	3.0	7.1	6.4	7.8	5.5	8.7	Dec
2019年1月	6.2	2.4	6.5	8.0	4.4	6.1	4.1	6.7	4.4	7.8	5.6	7.9	Jan 2019
2	5.1	2.7	7.7	8.0	6.7	6.7	5.2	6.6	5.7	6.9	6.2	8.7	Feb

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川県 Kanagawa	新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments				
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208	C Y 2016
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222	2017
458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231	2018
413,291	921	93,210	269	62,270	152	68,658	151	47,281	102	43,664	132	65,062	196	F Y 2015
424,953	1,008	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211	2016
451,940	1,028	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,583	121	48,590	136	76,457	223	2017
117,144	1,031	26,723	294	18,113	156	19,678	163	15,269	116	12,398	137	19,620	222	Q4 2017
109,466	1,028	25,092	304	17,355	157	19,120	163	14,947	121	11,898	136	19,182	223	Q1 2018
114,487	1,041	26,824	306	18,365	156	20,239	163	16,469	126	12,654	138	19,595	227	Q2
115,549	1,049	28,050	309	19,033	158	20,970	166	17,328	130	12,999	138	20,565	232	Q3
118,740	1,063	27,702	312	18,947	159	21,099	169	17,636	133	13,025	140	20,434	231	Q4
42,338	1,031	9,694	294	6,444	156	6,976	163	5,496	116	4,463	137	7,082	222	Dec 2017
36,161	1,021	8,411	294	5,815	156	6,379	164	4,945	119	3,969	136	6,443	223	Jan 2018
34,644	1,023	8,179	298	5,759	152	6,335	164	4,892	123	3,819	136	6,079	224	Feb
38,661	1,028	8,502	304	5,781	157	6,406	163	5,110	121	4,110	136	6,660	223	Mar
37,916	1,034	8,839	306	6,082	157	6,733	164	5,371	124	4,205	137	6,503	225	Apr
38,355	1,042	8,851	306	6,027	156	6,600	162	5,446	125	4,219	137	6,495	227	May
38,216	1,041	9,134	306	6,256	156	6,906	163	5,652	126	4,230	138	6,597	227	Jun
40,806	1,044	9,615	306	6,287	158	6,936	164	5,836	127	4,543	138	7,048	228	Jul
38,380	1,045	9,504	307	6,575	157	7,220	164	5,890	129	4,415	138	7,021	228	Aug
36,363	1,049	8,931	309	6,171	158	6,814	166	5,602	130	4,041	138	6,496	232	Sep
38,664	1,052	8,810	308	6,022	159	6,687	166	5,620	131	4,294	139	6,515	230	Oct
37,906	1,058	8,842	309	6,136	159	6,857	168	5,730	132	4,149	139	6,552	231	Nov
42,170	1,063	10,050	312	6,789	159	7,555	169	6,286	133	4,582	140	7,367	231	Dec
37,853	1,065	9,225	313	6,215	159	6,875	169	5,621	133	4,243	140	6,852	231	Jan 2019
35,676	1,070	8,478	315	5,907	158	6,722	170	5,608	132	4,023	140	6,377	231	Feb
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5	C Y 2016
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7	2017
3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1	2018
6.9	2.9	9.8	2.7	10.1	▲1.9	7.9	0.0	8.9	3.0	8.3	10.9	8.9	1.6	F Y 2015
2.3	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7	2016
5.1	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7	2017
6.4	4.0	5.8	5.4	7.3	0.6	4.0	5.8	13.4	5.5	6.5	7.0	11.4	6.7	Q4 2017
5.4	3.0	3.4	6.7	8.0	0.6	7.2	3.2	11.9	9.0	7.2	5.4	10.4	5.7	Q1 2018
2.7	2.7	5.4	7.0	8.3	▲1.3	5.1	1.9	11.7	11.5	5.8	7.8	6.8	7.1	Q2
3.3	3.1	4.4	7.3	4.5	0.6	3.2	3.8	10.9	12.1	6.0	3.8	6.5	7.9	Q3
2.3	4.1	3.7	6.1	4.6	1.9	7.2	3.7	15.5	14.7	5.4	2.9	4.1	4.1	Q4
7.2	4.0	6.6	5.4	8.4	0.6	5.3	5.8	15.9	5.5	9.3	7.0	12.4	6.7	Dec 2017
4.4	3.8	3.9	5.0	4.9	0.6	5.0	6.5	10.7	8.2	7.9	6.3	14.5	7.2	Jan 2018
4.0	3.4	4.2	4.9	9.2	▲2.6	6.6	4.5	10.4	10.8	7.6	6.3	6.3	6.7	Feb
7.6	3.0	2.2	6.7	10.2	0.6	10.2	3.2	14.8	9.0	6.3	5.4	10.4	5.7	Mar
4.8	2.8	7.1	7.7	8.4	0.6	9.0	2.5	10.3	10.7	8.1	6.2	7.8	7.1	Apr
1.4	3.4	3.4	7.4	8.4	0.6	3.4	1.3	11.1	10.6	3.3	6.2	5.3	8.1	May
2.1	2.7	5.8	7.0	8.0	▲1.3	3.2	1.9	13.8	11.5	6.1	7.8	7.4	7.1	Jun
4.1	3.2	5.0	7.0	3.4	0.0	1.4	3.1	10.8	12.4	6.5	5.3	7.6	7.0	Jul
4.5	3.2	2.5	7.3	4.5	▲1.3	3.4	3.1	10.2	12.2	7.4	5.3	5.4	6.0	Aug
1.1	3.1	5.7	7.3	5.8	0.6	5.0	3.8	11.7	12.1	4.1	3.8	6.6	7.9	Sep
4.9	3.4	3.3	6.9	3.6	▲0.6	4.8	1.8	15.3	13.9	8.2	3.7	4.2	4.5	Oct
1.7	4.1	4.1	6.6	4.7	0.6	8.5	2.4	16.9	14.8	5.3	2.2	4.2	5.0	Nov
0.5	4.1	3.7	6.1	5.4	1.9	8.3	3.7	14.4	14.7	3.0	2.9	4.0	4.1	Dec
4.7	4.3	9.7	6.5	6.9	1.9	7.8	3.0	13.7	11.8	6.9	2.9	6.3	3.6	Jan 2019
3.0	4.6	3.7	5.7	2.6	3.9	6.1	3.7	14.6	7.3	5.3	2.9	4.9	3.1	Feb

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2016年	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859
2017	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906
2018	152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896
2015年度	110,425	309	221,081	445	333,095	786	62,180	198	56,547	164	85,025	253	355,114	848
2016	129,042	361	229,571	449	356,410	864	67,427	211	60,298	175	91,360	269	376,653	883
2017	142,855	385	243,331	465	375,484	917	75,235	229	65,203	180	100,843	279	410,859	895
2017年10~12月	36,792	388	62,684	466	96,616	911	19,403	225	16,849	182	26,310	281	105,892	906
2018年1~3月	35,133	385	59,484	465	91,928	917	18,731	229	16,146	180	24,694	279	100,022	895
4~6	38,019	394	63,023	472	97,738	931	19,731	230	17,136	189	27,365	283	108,662	901
7~9	39,421	403	64,621	480	98,625	942	19,996	232	17,523	191	27,176	286	104,464	920
10~12	40,033	408	66,068	486	101,253	968	20,480	235	18,316	195	28,336	293	103,315	896
2017年12月	13,368	388	23,022	466	35,259	911	7,073	225	6,170	182	9,523	281	38,397	906
2018年1月	11,417	384	19,863	464	30,089	909	6,207	225	5,298	181	7,954	274	32,393	888
2	11,297	386	18,881	466	29,223	917	5,931	224	5,195	182	7,827	274	31,343	887
3	12,419	385	20,740	465	32,616	917	6,593	229	5,653	180	8,913	279	36,286	895
4	12,509	387	21,092	470	32,529	922	6,529	229	5,623	184	9,134	283	36,836	893
5	12,635	389	20,994	471	32,403	925	6,522	229	5,693	187	9,063	283	35,954	898
6	12,875	394	20,937	472	32,806	931	6,680	230	5,820	189	9,168	283	35,872	901
7	13,559	394	22,708	477	34,664	933	7,015	231	6,150	189	9,680	285	37,052	906
8	13,086	398	21,432	479	32,406	936	6,684	232	5,814	189	9,068	284	34,982	909
9	12,776	403	20,481	480	31,555	942	6,297	232	5,559	191	8,428	286	32,430	920
10	12,942	405	21,420	481	32,626	954	6,593	233	5,874	193	9,192	289	33,771	885
11	12,759	406	20,636	483	32,061	964	6,419	235	5,772	196	8,973	292	32,710	893
12	14,332	408	24,012	486	36,566	968	7,468	235	6,670	195	10,171	293	36,834	896
2019年1月	12,355	408	21,110	487	31,761	970	6,483	235	5,843	196	8,683	293	31,003	895
2	12,304	411	19,938	489	30,750	973	6,285	239	5,574	196	8,453	293	31,155	903
2016年	19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0
2017	8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5
2018	9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0
2015年度	7.6	12.4	7.8	▲0.7	8.8	2.9	12.2	8.8	10.2	5.8	10.6	2.4	15.1	5.6
2016	16.9	16.8	3.8	0.9	7.0	9.9	8.4	6.6	6.6	6.7	7.5	6.3	6.1	4.1
2017	10.7	6.6	6.0	3.8	5.4	6.1	11.6	8.5	8.1	2.9	10.7	5.7	10.2	3.5
2017年10~12月	8.2	7.8	6.3	4.0	3.3	7.4	12.7	10.8	6.8	2.8	11.2	6.4	10.8	5.5
2018年1~3月	12.7	6.6	5.4	3.8	7.5	6.1	10.7	8.5	10.5	2.9	10.8	5.7	13.1	3.5
4~6	9.3	6.5	5.1	3.5	5.4	5.8	7.8	7.5	6.8	6.8	11.5	5.6	11.3	3.8
7~9	9.1	6.1	5.9	5.3	4.7	5.1	6.4	4.0	8.4	6.1	9.7	5.1	5.3	4.5
10~12	8.8	5.2	5.5	4.5	4.8	6.3	5.6	4.4	8.7	7.1	8.8	6.2	1.6	1.0
2017年12月	9.9	7.8	6.5	4.0	4.0	7.4	13.0	10.8	7.9	2.8	9.2	6.4	11.8	5.5
2018年1月	11.1	7.9	5.9	3.8	4.9	7.2	10.2	9.2	9.4	4.0	10.3	5.4	13.5	4.7
2	13.2	7.5	6.1	4.7	7.0	7.4	10.0	7.7	10.7	4.0	8.5	4.6	8.7	4.1
3	13.7	6.6	4.3	3.8	10.6	6.1	11.8	8.5	11.3	2.9	13.2	5.7	16.8	3.5
4	9.5	4.6	7.4	3.1	7.7	6.1	8.4	7.0	6.8	5.1	14.0	6.0	13.3	2.9
5	7.7	5.7	3.1	3.3	3.2	5.8	5.8	7.0	4.4	5.6	8.4	5.6	10.3	3.8
6	10.6	6.5	4.9	3.5	5.4	5.8	9.2	7.5	9.1	6.8	12.2	5.6	10.4	3.8
7	9.1	5.1	6.9	4.6	5.9	5.7	8.4	7.9	10.2	6.8	12.2	5.9	7.5	4.4
8	8.3	5.9	4.3	5.0	3.7	5.2	6.6	7.9	7.6	5.6	9.8	5.2	7.4	4.1
9	9.9	6.1	6.4	5.3	4.4	5.1	4.0	4.0	7.4	6.1	6.8	5.1	0.7	4.5
10	10.0	5.5	7.4	4.1	5.3	5.8	7.1	5.0	8.8	6.6	10.7	5.5	4.2	0.8
11	9.4	5.5	4.9	3.9	5.6	6.4	4.0	4.9	9.4	8.9	7.9	6.2	0.9	0.8
12	7.2	5.2	4.4	4.5	3.7	6.3	5.6	4.4	8.1	7.1	7.9	6.2	▲0.1	1.0
2019年1月	8.2	6.3	6.3	5.0	5.6	6.7	4.4	4.4	10.3	8.3	9.2	6.9	▲4.3	0.8
2	8.9	6.5	5.6	4.9	5.2	6.1	6.0	6.7	7.3	7.7	8.0	6.9	▲0.6	1.8

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

兵庫 Hyogo	奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274	C Y 2016
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287	2017
229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304	2018
209,914	554	32,978	100	16,753	70	18,773	56	26,508	60	66,445	155	97,407	256	F Y 2015
215,631	565	36,150	104	19,466	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276	2016
225,503	580	42,653	119	24,574	79	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291	2017
58,347	586	10,963	111	6,209	79	5,834	63	7,613	67	20,101	176	30,168	287	Q4 2017
54,322	580	10,475	119	5,985	79	5,449	63	7,359	70	18,886	176	28,282	291	Q1 2018
57,366	584	11,715	122	6,503	81	5,986	67	7,898	70	20,374	182	29,375	295	Q2
58,622	590	11,948	124	6,728	81	6,305	67	8,488	70	21,013	183	31,367	298	Q3
59,308	595	12,427	127	6,813	83	6,180	66	8,391	72	21,490	188	31,865	304	Q4
21,446	586	4,069	111	2,321	79	2,136	63	2,820	67	7,299	176	11,212	287	Dec 2017
18,094	580	3,351	109	1,992	78	1,746	63	2,329	68	6,313	176	9,031	289	Jan 2018
17,196	577	3,290	111	1,923	78	1,715	63	2,301	70	5,924	176	8,874	292	Feb
19,032	580	3,834	119	2,070	79	1,988	63	2,729	70	6,649	176	10,377	291	Mar
19,100	587	3,866	119	2,114	79	1,913	64	2,511	70	6,843	179	9,631	292	Apr
19,009	583	3,887	121	2,147	80	2,029	65	2,704	71	6,773	183	9,792	294	May
19,257	584	3,962	122	2,242	81	2,044	67	2,683	70	6,758	182	9,952	295	Jun
20,796	586	4,233	123	2,338	81	2,243	67	3,058	70	7,647	181	11,432	296	Jul
19,317	586	3,958	123	2,268	81	2,085	67	2,799	70	6,983	183	10,174	297	Aug
18,509	590	3,757	124	2,122	81	1,977	67	2,631	70	6,383	183	9,761	298	Sep
19,182	588	4,007	128	2,189	82	2,120	67	2,880	71	7,108	184	10,631	299	Oct
18,475	591	3,886	128	2,111	82	1,816	66	2,456	72	6,606	186	9,566	302	Nov
21,651	595	4,534	127	2,513	83	2,244	66	3,055	72	7,776	188	11,668	304	Dec
18,370	596	3,840	127	2,164	83	1,921	66	2,584	72	6,827	189	9,667	302	Jan 2019
17,550	601	3,668	127	2,081	84	1,820	66	2,514	72	6,010	189	9,302	303	Feb
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7	C Y 2016
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7	2017
4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9	2018
7.5	2.2	8.6	5.3	16.2	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.4	4.0	10.4	5.3	F Y 2015
2.7	2.0	9.6	4.0	16.2	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8	2016
5.0	3.8	18.9	16.7	26.5	6.8	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4	2017
4.4	3.5	16.5	9.9	30.4	8.2	7.8	5.0	5.8	6.3	8.0	7.3	11.4	4.7	Q4 2017
7.3	3.8	18.7	16.7	11.4	6.8	5.3	1.6	5.9	7.7	8.3	6.0	8.8	5.4	Q1 2018
4.4	3.0	13.8	14.0	5.4	6.6	5.4	6.3	5.1	7.7	5.9	7.1	7.0	6.9	Q2
4.2	3.1	16.2	14.8	10.5	8.0	7.1	4.7	9.8	7.7	10.8	7.6	7.5	6.0	Q3
3.2	2.6	16.9	16.5	10.8	6.4	5.9	4.8	10.2	7.5	6.9	6.8	5.6	5.9	Q4
6.1	3.5	18.0	9.9	35.0	8.2	6.9	5.0	5.0	6.3	8.3	7.3	8.7	4.7	Dec 2017
8.1	3.2	17.2	9.0	12.5	8.3	4.6	3.3	2.7	6.3	7.7	7.3	8.6	5.5	Jan 2018
6.1	3.0	17.2	9.9	12.7	8.3	4.8	3.3	6.3	9.4	8.0	6.0	8.7	5.4	Feb
7.7	3.8	21.3	16.7	9.3	6.8	6.4	1.6	8.3	7.7	9.2	6.0	9.0	5.4	Mar
6.7	3.9	12.5	12.3	1.8	3.9	4.0	3.2	3.8	7.7	10.4	7.8	8.4	6.6	Apr
1.7	2.3	10.2	13.1	0.6	5.3	3.5	4.8	4.2	9.2	1.5	8.3	3.4	6.5	May
4.9	3.0	18.8	14.0	14.4	6.6	8.9	6.3	7.3	7.7	6.2	7.1	9.3	6.9	Jun
4.8	3.2	17.1	15.0	9.3	6.6	7.2	6.3	10.0	7.7	12.2	6.5	8.4	6.9	Jul
3.6	3.2	16.4	15.0	10.3	6.6	5.6	6.3	8.4	7.7	9.3	7.6	6.4	6.1	Aug
4.3	3.1	15.0	14.8	12.0	8.0	8.7	4.7	11.1	7.7	10.8	7.6	7.6	6.0	Sep
5.1	2.6	20.9	19.6	14.4	9.3	8.2	6.3	11.7	9.2	7.9	6.4	7.0	5.7	Oct
2.0	3.0	15.2	17.4	8.9	7.9	4.4	4.8	10.9	9.1	6.3	5.7	6.1	5.6	Nov
2.5	2.6	14.9	16.5	9.3	6.4	5.1	4.8	8.3	7.5	6.5	6.8	4.1	5.9	Dec
1.5	2.8	14.6	16.5	8.6	6.4	10.0	4.8	10.9	5.9	8.1	7.4	7.0	4.5	Jan 2019
2.1	4.2	11.5	14.4	8.2	7.7	6.1	4.8	9.3	2.9	1.5	7.4	4.8	3.8	Feb

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55	C Y	2016
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62		2017
57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71		2018
49,943	111	75,538	158	53,033	107	55,826	119	69,254	179	21,505	53	F Y	2015
53,980	116	81,435	165	56,715	115	58,391	122	73,839	183	22,627	58		2016
55,848	117	84,310	174	59,407	120	59,944	121	78,607	193	26,236	62		2017
14,077	117	21,325	172	15,052	119	15,292	121	20,014	189	6,783	62	Q4	2017
13,495	117	20,295	174	14,378	120	14,535	121	19,268	193	6,834	62	Q1	2018
14,266	118	21,590	176	15,323	121	15,136	120	20,402	195	7,381	65	Q2	
14,868	120	21,913	177	15,567	121	15,454	121	20,594	195	7,535	66	Q3	
14,598	119	21,633	178	15,760	124	15,483	122	20,270	195	7,473	71	Q4	
5,142	117	7,756	172	5,460	119	5,630	121	7,160	189	2,314	62	Dec	2017
4,520	118	6,788	172	4,822	119	4,909	121	6,448	190	2,249	62	Jan	2018
4,285	118	6,424	172	4,547	119	4,589	120	6,124	190	2,214	62	Feb	
4,690	117	7,083	174	5,009	120	5,037	121	6,696	193	2,371	62	Mar	
4,705	118	7,127	175	5,079	120	5,011	121	6,698	193	2,411	64	Apr	
4,759	118	7,250	176	5,130	121	5,075	121	6,892	195	2,489	65	May	
4,802	118	7,213	176	5,114	121	5,050	120	6,812	195	2,481	65	Jun	
5,149	119	7,652	176	5,447	121	5,335	120	7,106	195	2,589	65	Jul	
5,104	119	7,401	176	5,279	121	5,254	120	6,973	195	2,485	65	Aug	
4,615	120	6,860	177	4,841	121	4,865	121	6,515	195	2,461	66	Sep	
4,784	119	7,146	178	5,124	121	5,112	121	6,753	195	2,445	66	Oct	
4,540	119	6,705	178	4,912	124	4,758	122	6,356	195	2,467	71	Nov	
5,274	119	7,782	178	5,724	124	5,613	122	7,161	195	2,561	71	Dec	
4,620	119	6,874	180	5,020	123	4,914	122	6,461	195	2,510	72	Jan	2019
4,386	120	6,544	176	4,782	121	4,609	121	6,083	193	2,454	76	Feb	
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8	C Y	2016
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7		2017
3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5		2018
15.1	4.7	7.6	6.8	10.5	7.0	5.8	▲0.8	3.5	1.7	26.2	6.0	F Y	2015
8.1	4.5	7.8	4.4	6.9	7.5	4.6	2.5	6.6	2.2	5.2	9.4		2016
3.5	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.7	▲0.8	6.5	5.5	15.9	6.9		2017
2.2	0.9	3.1	6.2	5.7	7.2	2.2	0.0	7.1	2.7	20.6	12.7	Q4	2017
4.1	0.9	4.1	5.5	4.3	4.3	3.8	▲0.8	8.2	5.5	27.0	6.9	Q1	2018
2.3	1.7	1.9	4.1	3.1	3.4	2.2	0.0	5.6	5.4	23.1	12.1	Q2	
3.7	3.4	1.9	3.5	3.0	0.8	0.9	▲0.8	3.0	3.7	13.8	10.0	Q3	
3.7	1.7	1.4	3.5	4.7	4.2	1.2	0.8	1.3	3.2	10.2	14.5	Q4	
2.8	0.9	3.8	6.2	6.6	7.2	3.4	0.0	7.2	2.7	23.5	12.7	Dec	2017
4.7	1.7	4.4	5.5	5.7	6.3	3.6	0.0	8.9	2.7	28.8	10.7	Jan	2018
3.2	1.7	4.0	4.9	3.4	5.3	3.6	▲0.8	7.5	3.8	24.9	8.8	Feb	
4.4	0.9	3.9	5.5	3.8	4.3	4.2	▲0.8	8.2	5.5	27.2	6.9	Mar	
3.6	1.7	3.0	4.8	4.9	4.3	3.3	▲0.8	7.6	4.9	24.3	10.3	Apr	
▲0.2	1.7	▲0.5	4.8	0.1	4.3	▲0.1	0.0	3.5	5.4	25.1	12.1	May	
3.7	1.7	3.4	4.1	4.5	3.4	3.6	0.0	5.8	5.4	19.9	12.1	Jun	
3.1	2.6	2.9	2.9	4.6	2.5	1.6	0.8	3.8	4.8	17.8	10.2	Jul	
4.0	2.6	1.3	2.9	1.6	2.5	0.2	0.0	2.6	4.8	11.0	8.3	Aug	
4.2	3.4	1.5	3.5	2.6	0.8	1.0	▲0.8	2.5	3.7	12.7	10.0	Sep	
4.4	2.6	2.6	4.1	4.3	0.8	3.7	1.7	2.6	3.7	10.0	8.2	Oct	
4.3	2.6	1.5	3.5	5.0	3.3	0.5	2.5	1.4	3.2	9.8	14.5	Nov	
2.6	1.7	0.3	3.5	4.8	4.2	▲0.3	0.8	0.0	3.2	10.7	14.5	Dec	
2.2	0.8	1.3	4.7	4.1	3.4	0.1	0.8	0.2	2.6	11.6	16.1	Jan	2019
2.4	1.7	1.9	2.3	5.2	1.7	0.4	0.8	▲0.7	1.6	10.8	22.6	Feb	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month					
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	O T C 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others						
商品手持額	手持額 (百万円)	2017年12月	894,730	39,805	140,813	60,752	35,880	238,194	84,463	127,291	145,208	22,324	Q4 2017	Value (million yen)	Commodity stocks		
	2018年3月	855,002	34,814	133,440	59,200	35,229	236,368	80,027	117,727	142,748	15,449	Q1 2018					
	6	884,232	35,881	139,880	59,505	35,911	237,764	86,074	125,781	147,978	15,458	Q2					
	9	873,522	35,634	137,225	57,643	37,211	240,088	85,938	120,133	143,234	16,416	Q3					
	12	952,128	40,152	148,657	62,672	39,206	253,547	91,289	138,496	161,126	16,983	Q4					
	前年同期末比増減率 (%)	2017年12月	9.8	13.3	6.9	10.5	2.1	14.3	7.7	12.9	7.0	▲0.7	Q4 2017			Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
		2018年3月	4.1	4.0	4.1	9.8	▲4.7	1.8	2.1	7.3	8.6	▲5.8	Q1 2018				
		6	5.4	0.7	4.0	8.2	▲0.5	4.0	7.3	9.5	6.9	▲0.3	Q2				
		9	6.9	1.5	5.3	6.1	9.7	6.3	9.0	10.2	7.0	5.8	Q3				
		12	6.9	3.7	6.4	3.6	9.9	6.7	8.5	8.9	7.5	2.1	Q4				
商品在庫率	在庫率 (%)	2017年12月	158.0	110.7	176.4	151.7	198.5	271.6	157.9	144.4	97.5	158.0	Q4 2017	Inventory ratio (%)	Inventory ratio		
	2018年3月	162.2	98.3	169.3	163.8	200.1	290.1	164.7	157.7	98.1	177.5	Q1 2018					
	6	165.0	113.0	195.0	174.2	191.1	290.8	165.5	150.7	96.7	167.0	Q2					
	9	169.9	114.5	200.0	177.8	206.6	316.6	176.2	149.9	95.9	164.1	Q3					
	12	163.1	111.4	185.8	160.9	209.5	282.3	168.1	150.5	99.1	149.9	Q4					
	前年同期末比増減率 (%)	2017年12月	2.9	4.1	4.1	3.3	▲2.4	5.6	2.2	8.2	▲2.9	▲6.0	Q4 2017			Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
		2018年3月	▲4.4	▲7.4	▲5.1	5.2	▲9.3	▲9.8	▲2.7	1.7	▲1.6	▲11.5	Q1 2018				
		6	▲0.8	▲0.5	1.6	6.7	▲6.1	▲1.6	0.4	2.8	▲3.0	▲10.3	Q2				
		9	2.0	3.2	4.7	7.2	2.6	2.7	4.6	4.8	▲1.9	▲11.2	Q3				
		12	2.9	▲0.4	4.7	5.8	4.9	3.5	6.1	4.2	0.2	▲4.7	Q4				

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

改正健康増進法の施行に関するQ & A

平成 31 年 4 月 26 日公表

目次

1 総論関係

- 1-1 「多数の者が利用する施設」の定義は何か。1
- 1-2 葉たばこを原料としないいわゆる電子たばこは、製造たばこにも製造たばこ代用品にも該当せず、改正法の規制の対象外となるのか。また、規制の対象外である場合、喫煙禁止場所でこれらの製品を使用している者への対応はどのようにすればよいか。1

2 第一種施設関係

- 2-1 教育施設の範囲には、各種学校の届出のない予備校、フリースクール等も含まれるのか。2
- 2-2 児童福祉法上の「家庭的保育事業」を居宅で行う場合、「人の居住の用に供する場所」として適用除外となるのか。あるいは、居宅であっても事業を行う場合には「人の居住の用に供する場所」に該当せず、第一種施設として敷地内禁煙となるのか。2
- 2-3 児童福祉法における「事業所内保育事業」については、事業所の一部を使用している施設が多いが、その場合、事業所全体を「第一種施設」とみなすのか。2
- 2-4 独立行政法人や地方独立行政法人の施設は行政機関に該当するのか。3
- 2-5 施設等機関の施設、公営企業が運営する施設（上下水道処理施設、と畜場等）の施設は行政機関に該当するのか。3
- 2-6 第一種施設であっても、精神疾患の患者や終末期の患者による病院屋内での喫煙は容認されるのか。3

3 特定屋外喫煙場所関係

- 3-1 「施設を利用する者が通常立ち入らない」とは、具体的にどのような状態をいうのか。人が通るところから何m離れているなど目安はあるのか。4
- 3-2 「区画」とは具体的にどのような状態をいうのか。壁などは不要で、線を引く程度でもよいのか。4
- 3-3 「施設を利用する者が通常立ち入らない」という要件を満たしているものの、隣の施設に隣接するような場所に特定屋外喫煙場所を設置することは可能か。4
- 3-4 「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」がない場合、喫煙する場所を設けることはできないのか。4
- 3-5 屋上、テラス、ベランダ、外付けの非常階段等に特定屋外喫煙場所を設置することはできるのか。また、このような場所に特定屋外喫煙場所を設置する場合の形状につ

いて、制限はあるのか。.....	5
3-6 特定屋外喫煙場所には、灰皿等を設置する必要はあるのか。.....	5
3-7 行政機関の庁舎に設置された特定屋外喫煙場所について、職員以外の者が利用を希望した場合、利用することは可能か。.....	5
3-8 特定屋外喫煙場所を設置した場合の標識は、当該喫煙場所に掲げるのみでよく、当該施設の敷地の出入口への掲示は不要でよいか。.....	5
4 第二種施設関係	
4-1 飲食店のテラス席は屋外でよいか。.....	6
4-2 屋根がない競技場、一部にしか屋根がない競技場等は屋外でよいか。.....	6
4-3 旅館やホテルの宴会場、飲食店の個室であっても紙巻たばこの喫煙はできず、喫煙をする際は喫煙専用室を設置する必要があるのか。.....	6
4-4 家族経営の店舗で、1階部分全体が喫煙可能室であり、ここを通過しなければ2階の住居に到達できない場合にも、20歳未満の住人が通過したことをもって管理権原者に罰則が課されるのか。.....	6
4-5 20歳未満の従業員（出入りの業者を含む。）が商品等を運ぶために喫煙できる場所に立ち入る場合や、20歳未満の従業員が清掃のために喫煙できる場所に立ち入る場合も、通過せざるを得ない場合に該当するのか。.....	7
5 既存特定飲食提供施設関係	
(1) 既存特定飲食提供施設の要件	
5-1-1 食品衛生法上の飲食店営業許可を取得している施設であれば、既存特定飲食提供施設に該当するのか。.....	8
5-1-2 法施行後に何らかの状況の変化があった場合、引き続き、既存の飲食店に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断するとあるが、具体的にはどのように判断するのか。.....	8
5-1-3 既存特定飲食提供施設に該当していた施設について、施行後に資本金が5000万円を超えた場合や客席面積が100㎡を超えた場合などは、引き続き経過措置の対象となるのか。.....	9
5-1-4 同一の建物にある飲食店について、別々に飲食店営業許可を受けているが、管理権原者が同一である場合については、1つの既存特定飲食提供施設と扱うこととなるのか。.....	9
(2) 喫煙可能室	
5-2-1 既存特定飲食提供施設において、当該施設の従業員の休憩室、事務スペース等のバックヤードや厨房等も喫煙可能室として喫煙可能とできるのか。.....	10
(3) 喫煙可能室設置施設の届出	
5-3-1 届出は、法施行前の事前の届出を必須とするのか。また、郵送による届出も可能か。.....	10

5-3-2 喫煙可能室設置施設で 2020 年 4 月 1 日までに届出のなかった施設はどのような取り扱いになるのか。.....10

6 喫煙目的施設関係

(1) 公衆喫煙所

6-1-1 「施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること」が要件とされているが、設置者の属性（自治体か民間主体か）は問わないと考えてよいか。.....11

6-1-2 駅周辺にあるような屋外の公衆喫煙所は「喫煙目的施設」に該当しないのか。.....11

6-1-3 公衆喫煙所には、飲料の自動販売機を設置してもよいのか。.....11

(2) 喫煙を主目的とするバー、スナック等

6-2-1 「主食」とは、具体的には何をいうのか。.....11

6-2-2 「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く」との要件があるが、具体的にはどのような意味か。.....12

6-2-3 出前を取って主食を提供した場合、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当するのか。.....12

6-2-4 電子レンジで加熱するだけの主食を提供することは、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当するのか。.....12

6-2-5 バーやスナック等でたばこの販売許可を得ずに、便宜上サービスとして店主などが買い置きしたものを販売しているものは、たばこの対面販売をしているものに含まれないと解釈してよいか。.....12

6-2-6 喫煙をすることを主たる目的としつつ、ダーツやゴルフといった他の行為を行う場合、当該バーは喫煙目的施設に該当するのか。.....13

6-2-7 喫煙目的施設の要件に関する事項を記載した帳簿を保存しなければならないこととされているが、新たに帳簿を作成することが必要となるのか。.....13

(3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

6-3-1 「店内で喫煙可能なたばこ販売店」に該当しないたばこ販売店は、たばこの販売までも認められないのか。.....13

6-3-2 コンビニは「店内で喫煙可能なたばこ販売店」に該当するのか。.....13

7 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準関係

(1) 一般的基準

7-1-1 喫煙専用室等は受動喫煙防止対策助成金の助成基準と同様に、非喫煙区域と隔離され、出入口、排気口以外の開口部はほとんどないものと判断してよいか。.....14

7-1-2 「壁・天井等によって区画されていること」との要件について、出入口の扉は必ずしも必要でなく、例えばカーテンで仕切られていてよいか。.....14

7-1-3 風速要件を充足するため、出入口にのれん、カーテン等を設置するということ

は認められるか。.....	14
7-1-4 扉を閉めて部屋を利用する場合において、扉を開閉する際に、のれん、カーテン等により出入口を覆うという対応は可能か。.....	14
7-1-5 エアカーテンの設置は認められるか。.....	15
7-1-6 喫煙専用室等において、室外が施設等の屋外・外部の場合には、たばこの煙の流出防止に係る技術的基準はないのか。.....	15

(2) フロアを分ける取り扱い

7-2-1 施設の中に吹き抜けの階段があるような場合も、フロアを分ければ喫煙が可能となるのか。.....	15
7-2-2 フロアを分ける取扱いについて、下の階を喫煙、上の階を禁煙とすることもできるのか。.....	15
7-2-3 フロアを分ける取扱いについて、例えば、3階以上に他の店舗がある場合であっても1階を禁煙、2階を喫煙としてよいのか。.....	16
7-2-4 フロアを分けたとしても、第二種施設において、紙巻たばこを喫煙しながら飲食等を行うことはできないということによいか。一方、加熱式たばこは紙巻たばことは違い、指定たばこ専用のフロアで喫煙をしながら飲食等を行うことができるということによいか。.....	16
7-2-5 同一フロアに個室が複数ある場合、喫煙可能とはしない廊下部分も含めて幾つかの個室が隣接するエリアを飲食等を行うことができる指定たばこ専用の喫煙エリアとすることは可能か。.....	16
7-2-6 上図の場合において、各個室のみにしか排気設備がない場合はどのようにすればよいか。.....	17

(3) 経過措置

7-3-1 改正法の施行日（2020年4月1日）時点の既存建築物等であって、管理権原者の責めに帰することのできない事由がある場合における技術的基準の経過措置については、喫煙専用室、喫煙目的室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室の全てについて設けられるのか。また、改正法の施行日以降に当該建築物等において営業を始めた施設についても、経過措置が適用されるのか。.....	17
7-3-2 技術的基準の経過措置の対象となる「管理権原者の責めに帰することができない事由」とは具体的には何か。.....	17
7-3-3 技術的基準の経過措置とは、具体的にはどのような内容か。.....	18

(4) その他

7-4-1 たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たしているかどうかの確認はどのように行えばよいか。.....	18
---	----

8 標識関係

8-1 標識はどのように入手するのか。.....	19
--------------------------	----

8-2 標識は、必要事項を記載していれば、施設の管理権原者が独自に作成したものを掲示してもよいのか。19

8-3 指定たばこ専用喫煙室に掲示する標識について、「紙巻たばこは喫煙することができない」旨を文字、図等により明示してもよいのか。19

8-4 喫煙専用室等において、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の経過措置（7-3-3）を利用している場合、喫煙専用室設置施設等標識等にはどのようなことを記載すればよいのか。19

9 適用関係

9-1 第二種施設の敷地内に第一種施設がある場合、第一種施設の部分のみ敷地内禁煙となるのか。20

9-2 様々な用途の施設から成り立つ複合施設の一部に第一種施設がある場合は、その場所のみ敷地内禁煙となるのか。20

9-3 行政機関の庁舎と議会棟が同一敷地にある場合における議会棟の扱いはどうなるのか。20

9-4 行政機関の庁舎の中に議会フロアが存在する場合の規制はどうなるのか。20

9-5 特定施設等の場所において運行している一般自動車では喫煙をしてもよいのか。駐車している一般自動車についてはどうか。21

10 適用除外関係

(1) 人の居住の用に供する場所

10-1-1 児童福祉施設のうち、適用除外となる施設はあるか。例えば母子生活支援施設については、個人の居住スペースも存在するが、そこは「人の居住の用に供する場所」として適用除外と考えてよいのか。22

10-1-2 「人の居住の用に供する場所」として適用除外の場所に該当する場所は具体的にどのような場所か。22

(2) 旅館、ホテル、宿泊施設の客室

10-2-1 「宿泊施設の客室（個室に限る。）」とはどのような場所をいうのか。22

11 その他

11-1 保健所からの指導等はどのように行われるのか。例えば、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たしていなかった場合、直ちに過料等の行政処分の対象となるのか。23

1 総論関係

1-1 「多数の者が利用する施設」の定義は何か。

(答)

2人以上の者が同時に、又は、入れ替わり利用する施設をいいます。

1-2 葉たばこを原料としないいわゆる電子たばこは、製造たばこにも製造たばこ代用品にも該当せず、改正法の規制の対象外となるのか。また、規制の対象外である場合、喫煙禁止場所でこれらの製品を使用している者への対応はどのようにすればよいか。

(答)

いわゆる電子たばこは、改正法の規制の対象外です。

なお、改正法とはかかわりなく、施設の管理権原者が当該施設のルールとして、いわゆる電子たばこも改正法における喫煙禁止場所では使用しないこと等のルールを定めることは可能です。

2 第一種施設関係

2-1 教育施設の範囲には、各種学校の届出のない予備校、フリースクール等も含まれるのか。

(答)

改正後の健康増進法施行令及び健康増進法施行規則に規定する教育施設に該当しないものは第一種施設には該当しません。

なお、第一種施設に該当しない施設であっても、子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する施設については、第一種施設と同様に敷地内禁煙の措置を講ずることが望ましいと考えています。

2-2 児童福祉法上の「家庭的保育事業」を居宅で行う場合、「人の居住の用に供する場所」として適用除外となるのか。あるいは、居宅であっても事業を行う場合には「人の居住の用に供する場所」に該当せず、第一種施設として敷地内禁煙となるのか。

(答)

改正法においては、プライベートな居住場所については、法が強制力を持って踏み込むことがなじまないため、家庭の場所等を「人の居住の用に供する場所」として法の規制の適用除外の場所としているところであり、「家庭的保育事業」を行う居宅も適用除外の場所となります。ただし、受動喫煙による健康影響が大きい子ども等に特に配慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設等について、受動喫煙対策を一層徹底するという改正法の趣旨を踏まえ、事業を居宅で行う場合であっても、事業実施場所では喫煙をしないなどの配慮をしていただくことが適切と考えています。

2-3 児童福祉法における「事業所内保育事業」については、事業所の一部を使用している施設が多いが、その場合、事業所全体を「第一種施設」とみなすのか。

(答)

事業所の一部の場所を「事業所内保育事業」の場所として利用している場合は、当該一部の場所のみ「第一種施設」の対象となります。

2-4 独立行政法人や地方独立行政法人の施設は行政機関に該当するのか。

(答)

独立行政法人や地方独立行政法人は国や自治体とは異なりますので、改正法における第一種施設となる行政機関には該当しません。

2-5 施設等機関の施設、公営企業が運営する施設（上下水道処理施設、と畜場等）の施設は行政機関に該当するのか。

(答)

国家行政組織法上の施設等機関や公営企業が運営する施設は、政策や制度の企画立案業務が行われているものには該当せず、改正法における第一種施設となる行政機関には該当しません。

2-6 第一種施設であっても、精神疾患の患者や終末期の患者による病院屋内での喫煙は容認されるのか。

(答)

第一種施設においては、特定屋外喫煙場所の一部の場所を除いては、敷地内禁煙となります。

3 特定屋外喫煙場所関係

3-1 「施設を利用する者が通常立ち入らない」とは、具体的にどのような状態をいうのか。人が通るところから何m離れているなど目安はあるのか。

(答)

「施設を利用する者が通常立ち入らない」場所とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外に通常利用することのない場所をいいます。なお、距離要件はありませんので、施設の状況に応じて、望まない受動喫煙を防止するという観点から、各管理権原者においてどういった場所が適切かご判断いただければと思います。

3-2 「区画」とは具体的にどのような状態をいうのか。壁などは不要で、線を引く程度でもよいのか。

(答)

「区画」とは、パーテーション等による区画が考えられますが、特定屋外喫煙場所は、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置されるものであるため、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものであれば、線を引くという方法でも構いません。

3-3 「施設を利用する者が通常立ち入らない」という要件を満たしているものの、隣の施設に隣接するような場所に特定屋外喫煙場所を設置することは可能か。

(答)

周囲の施設に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をお願いします。

3-4 「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」がない場合、喫煙する場所を設けることはできないのか。

(答)

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」がない場合には、特定屋外喫煙場所を設けることはできません。

3-5 屋上、テラス、ベランダ、外付けの非常階段等に特定屋外喫煙場所を設置することはできるのか。また、このような場所に特定屋外喫煙場所を設置する場合の形状について、制限はあるのか。

(答)

改正法における「屋外」(外気の流入が妨げられる場所として、屋根があつて、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部に該当しない場所をいう。)に該当する場所であつて、かつ、施設の利用者が通常立ち入らない場所等の特定屋外喫煙場所の要件を満たしていれば、特定屋外喫煙場所を設置することは可能です。なお、特定屋外喫煙場所の形状については、制限はありません。

3-6 特定屋外喫煙場所には、灰皿等を設置する必要はあるのか。

(答)

法律上、灰皿等の設置までは求めていません。

3-7 行政機関の庁舎に設置された特定屋外喫煙場所について、職員以外の者が利用を希望した場合、利用することは可能か。

(答)

特定屋外喫煙場所は、当該施設の利用者の使用のために設置するもので、職員や住民であっても、当該施設の利用者であれば、利用することが可能です。

3-8 特定屋外喫煙場所を設置した場合の標識は、当該喫煙場所に掲げるのみでよく、当該施設の敷地の出入口への掲示は不要でよいのか。

(答)

そのとおりです。

4 第二種施設関係

4-1 飲食店のテラス席は屋外でよいか。

(答)

外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場合には「屋内」となり、そうでない場合には「屋外」となります。ただし、テラス席については、テラス席において喫煙をした際のたばこの煙が店内に流れ込むことがないように、側壁が概ね半分以上覆われていない場合であっても、店内との境界が壁やガラス扉等で仕切られていない場合には、屋根に覆われている場所は「屋内」として取り扱います。

4-2 屋根がない競技場、一部にしか屋根がない競技場等は屋外でよいか。

(答)

改正法においては、外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場合に「屋内」と扱うものであるため、屋根がない場合や一部にしか屋根がない場合には屋外として取り扱います。なお、屋外の施設であっても、子ども等が多く集まる競技場やスタジアム等の運動施設については、望まない受動喫煙の防止のため、喫煙の際には特に配慮していただくことが望ましいと考えています。

4-3 旅館やホテルの宴会場、飲食店の個室であっても紙巻たばこの喫煙はできず、喫煙をする際は喫煙専用室を設置する必要があるのか。

(答)

そのとおりです。なお、このような場所が加熱式たばこ専用の喫煙室としての基準を満たすものである場合においては、当該場所で飲食等も可能となります。

4-4 家族経営の店舗で、1階部分全体が喫煙可能室であり、ここを通過しなければ2階の住居に到達できない場合にも、20歳未満の住人が通過したことをもって管理権原者に罰則が課されるのか。

(答)

当該施設の喫煙室以外の部分の利用のために、喫煙ができる場所を一時的に

通過せざるを得ないと認められる場合は、指導等の対象になりません。通過せざるを得ないと認められる事例としては、例えば、施設の1階部分の全体が喫煙可能室となっており、2階部分が居宅となっている場合等において、当該喫煙可能室の室内を通過しなければ居宅部分に行くことができないため立ち入る場合が想定されます。

4-5 20歳未満の従業員（出入りの業者を含む。）が商品等を運ぶために喫煙できる場所に立ち入る場合や、20歳未満の従業員が清掃のために喫煙できる場所に立ち入る場合も、通過せざるを得ない場合に該当するのか。

（答）

そのような場合は「通過せざるを得ない場合」に該当せず、20歳未満の者が喫煙場所に立ち入ることなく業務に従事することができるよう、シフトや業務内容の工夫をしていただくことが必要となります。

5 既存特定飲食提供施設関係

(1) 既存特定飲食提供施設の要件

5-1-1 食品衛生法上の飲食店営業許可を取得している施設であれば、既存特定飲食提供施設に該当するののか。

(答)

既存特定飲食提供施設の対象は、「設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設」です。したがって、食品衛生法上の飲食店営業許可を取得していても、客に飲食をさせるための設備（テーブルや椅子等）がなければ対象外です。

5-1-2 法施行後に何らかの状況の変化があった場合、引き続き、既存の飲食店に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断するとあるが、具体的にはどのように判断するののか。

(答)

具体的には以下のとおりであり、「×」に該当する事由がある場合は、新規店舗扱いとなります。

【①事業の継続性】

○法施行前から営業している店舗で、業態に変更がない場合

○法施行前から営業している店舗で、業態の変更があった場合

(例えば、そば屋がラーメン屋になった場合)

×「設備を設けて飲食を提供する施設」ではあるものの、風営法上の許可を新たに取得又は廃止した場合(例えば、居酒屋がキャバレーになった場合)

【②経営者の同一性】

○経営者が同一の場合(法人の代表者や店長が変更した場合(※)を含む)

※いわゆる弟子や組合員による承継も含まれる。

○個人事業主が経営する店舗で、相続によって同じ業態の事業を承継した場合

○法人が経営する店舗で、合併や分割によって同じ業態の事業を承継した場合

○個人事業主が経営する店舗で、相続人や従業員(1年以上勤務している者に限る。)が同じ業態の事業を承継した場合

×個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が承継した場合

× 法人が経営する店舗で、別法人に事業譲渡した場合

【③店舗の同一性】

○ 同じ場所で、以下の×に該当する大規模改装等を行わずに営業している場合

○ 災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づくビルの建て替え等、法律上の規定に基づく事由による新築、移築、移転等によって、同じ業態の事業を再開する場合

× 上記以外の新築、移築、移転や、客室部分の改築（建築物の一部につき、当該部分の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の全てを除却し、造り直すこと）、大規模修繕・模様替え（建築物の主要構造部の1につき、その過半を工事すること）といったいわゆる大規模改装を行った場合

※ 壁紙の張り替えや、店内のレイアウト改装、調理設備の入れ替えなど、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）を変更しない場合は、ここには該当しない。

5-1-3 既存特定飲食提供施設に該当していた施設について、施行後に資本金が5000万円を超えた場合や客席面積が100㎡を超えた場合などは、引き続き経過措置の対象となるのか。

（答）

「資本金5000万円以下」、「客席面積100㎡以下」といった要件は、改正法の施行後も満たしている必要があります。そのため、これらの要件を満たさなくなった場合には、経過措置対象の施設ではなくなります。

5-1-4 同一の建物にある飲食店について、別々に飲食店営業許可を受けているが、管理権原者が同一である場合については、1つの既存特定飲食提供施設と扱うこととなるのか。

（答）

管理権原者が同一であっても、飲食店営業許可を別々に受けており、それぞれが既存特定飲食提供施設の要件を満たすものであれば、それぞれ別の既存特定飲食提供施設となります。

(2) 喫煙可能室

5-2-1 既存特定飲食提供施設において、当該施設の従業員の休憩室、事務スペース等のバックヤードや厨房等も喫煙可能室として喫煙可能とできるのか。

(答)

既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部を喫煙可能な場所とする場合は、客席部分以外の場所を含めて、全ての場所を喫煙可能とすることができます。ただし、このような場合であっても、従業員を望まない受動喫煙から防ぐため十分に配慮していただくことが望ましいと考えています。

(3) 喫煙可能室設置施設の届出

5-3-1 届出は、法施行前の事前の届出を必須とするのか。また、郵送による届出も可能か。

(答)

当該届出は、2020年4月1日の施行前における事前の届出も可能としていますが、必ずしも事前でなければならないものではありません。

なお、郵送による届出が可能かどうかは各自治体にお問い合わせください。

5-3-2 喫煙可能室設置施設で2020年4月1日までに届出のなかった施設はどのような取り扱いになるのか。

(答)

届出がない喫煙可能室設置施設であっても、既存特定飲食提供施設の要件を満たしていれば喫煙可能室の設置は可能ですが、行政において喫煙可能室設置施設を把握するため、届出はしていただきたいと考えています。

6 喫煙目的施設関係

(1) 公衆喫煙所

6-1-1 「施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること」が要件とされているが、設置者の属性（自治体か民間主体か）は問わないと考えてよいか。

(答)

そのとおりです。

6-1-2 駅周辺にあるような屋外の公衆喫煙所は「喫煙目的施設」に該当しないのか。

(答)

改正法は屋内の施設を規制の対象としているものであるため、屋外の公衆喫煙所は「喫煙目的施設」に該当しません。

6-1-3 公衆喫煙所には、飲料の自動販売機を設置してもよいのか。

(答)

飲料の自動販売機を設置しても問題ありません。

(2) 喫煙を主目的とするバー、スナック等

6-2-1 「主食」とは、具体的には何をいうのか。

(答)

社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、麺類等が主に該当しますが、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情に応じて判断していただくこととなります。

6-2-2 「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く」との要件があるが、具体的にはどのような意味か。

(答)

ランチ営業を行う場合において、「通常主食と認められる食事」を提供することは認められるというものです。なお、この場合であっても、喫煙目的施設としての規制は適用され、20歳未満の者を立ち入らせることはできません。

6-2-3 出前を取って主食を提供した場合、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当するのか。

(答)

自前で調理するものではなく、出前により「通常主食と認められる食事」を注文することについては、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当しません。

6-2-4 電子レンジで加熱するだけの主食を提供することは、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当するのか。

(答)

自前で調理するものではなく、電子レンジで加熱するだけの「通常主食と認められる食事」を提供することについては、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当しません。

6-2-5 バーやスナック等でたばこの販売許可を得ずに、便宜上サービスとして店主などが買い置きしたものを販売しているものは、たばこの対面販売をしているものに含まれないと解釈してよいか。

(答)

喫煙目的施設の管理権原者が保存しなければならない書類として、たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報を記載したものを求めているため、これらの許可を受けていることが確認できない買い置きによるたばこの販売は、改正法におけるたばこの販売には含まれません。

6-2-6 喫煙をすることを主たる目的としつつ、ダーツやゴルフといった他の行為を行う場合、当該バーは喫煙目的施設に該当するのか。

(答)

喫煙をする場所を提供することを主たる目的としており、喫煙をすることを主たる目的とするバー、スナック等としての要件を満たしているものであれば、喫煙目的施設に該当します。

6-2-7 喫煙目的施設の要件に関する事項を記載した帳簿を保存しなければならないこととされているが、新たに帳簿を作成することが必要となるのか。

(答)

たばこ事業法第 22 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の許可に関する許可通知書やその写しがあれば足りるため、それとは別に新たに帳簿を作成する必要はありません。

(3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

6-3-1 「店内で喫煙可能なたばこ販売店」に該当しないたばこ販売店は、たばこの販売までも認められないのか。

(答)

「店内で喫煙可能なたばこ販売店」とは、あくまで喫煙目的施設の 1 つの類型として、喫煙場所を設置することができるたばこ販売店をいうものですので、この類型に該当しない店であっても、たばこ販売店としての営業を行うことは問題ありません。

6-3-2 コンビニは「店内で喫煙可能なたばこ販売店」に該当するのか。

(答)

改正法において、喫煙目的施設は「喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設」としているため、単にたばこを販売しているだけではなく、商品の一定割合（約 5 割超）、たばこ又は喫煙に供するための器具を販売していることが必要であり、一般的なコンビニはこれに該当しないものとなります。

7 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準関係

(1) 一般的基準

7-1-1 喫煙専用室等は受動喫煙防止対策助成金の助成基準と同様に、非喫煙区域と隔離され、出入口、排気口以外の開口部はほとんどないものと判断してよいか。

(答)

そのとおりです。また、喫煙専用室等の出入口において喫煙専用室等に向かう気流が風速0.2m毎秒以上であることも必要です。

7-1-2 「壁・天井等によって区画されていること」との要件について、出入口の扉は必ずしも必要でなく、例えばカーテンで仕切られていてよいか。

(答)

出入口の扉は、喫煙専用室等に向かう気流が風速0.2m毎秒以上であれば必ずしも必要ではありませんが、その他の部分は壁等により床から天井に達するまで区画されていることが必要です。

7-1-3 風速要件を充足するため、出入口にのれん、カーテン等を設置するという事は認められるか。

(答)

喫煙専用室等の出入口にのれん等を設置し、開口面積を狭めることで、開口部分における喫煙専用室等に向かう気流の風速要件を満たすようにするといった工夫をすることは可能です。この場合には、のれん、カーテン等で覆われていない開口面において、風速0.2m毎秒以上を満たしていることが必要となります。なお、通常の換気扇で屋外排気を行っている場合、のれん・カーテン等を適切に設置することによりこの基準を満たすことが可能となります。

7-1-4 扉を閉めて部屋を利用する場合において、扉を開閉する際に、のれん、カーテン等により出入口を覆うという対応は可能か。

(答)

扉を閉めている状態の時には、のれん、カーテン等は横に避けておき、扉を開けて人が出入りする際に、のれん、カーテン等で覆うということも可能です。

7-1-5 エアカーテンの設置は認められるか。

(答)

エアカーテンについては、風量・風向などの条件により様々な効果や影響が想定されるため、空気の壁の範囲の調整を行う必要があります。エアカーテンを設置する際は、開口面において喫煙専用室等に向かう気流が風速0.2m毎秒以上となるように調整していただくようお願いします。

7-1-6 喫煙専用室等において、室外が施設等の屋外・外部の場合には、たばこの煙の流出防止に係る技術的基準はないのか。

(答)

そのとおりです。ただし、そのような場合であっても、望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙専用室等以外の場所と喫煙専用室等の室内の場所を扉等で隔てる措置を講ずることが望まれます。

(2) フロアを分ける取り扱い

7-2-1 施設の中に吹き抜けの階段があるような場合も、フロアを分ければ喫煙が可能となるのか。

(答)

たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることが必要であることから、吹き抜けの階段があるような場合には対象となりません。

7-2-2 フロアを分ける取扱いについて、下の階を喫煙、上の階を禁煙とすることもできるのか。

(答)

たばこの煙は上昇することから、喫煙をすることができる階は禁煙とする階よりも上階にあることが望ましいものと考えていますが、例えば、1階と2階が内部で繋がっておらず、外階段のみで繋がっているような場合には、1階を喫煙、2階を禁煙とすることもできます。

7-2-3 フロアを分ける取扱いについて、例えば、3階以上に他の店舗がある場合であっても1階を禁煙、2階を喫煙としてよいのか。

(答)

改正法は施設毎に受動喫煙対策の措置を判断するものであるため、3階以上に他の店舗がある場合であっても、1・2階を同一店舗として所有する場合、1階を禁煙、2階を喫煙とすることができます。なお、この際は、3階以上にたばこの煙が容易に漏れないように対応いただくことが望まれます。

7-2-4 フロアを分けたとしても、第二種施設において、紙巻たばこを喫煙しながら飲食等を行うことはできないということでしょうか。一方、加熱式たばこは紙巻たばことは違い、指定たばこ専用のフロアで喫煙をしながら飲食等を行うことができるということでしょうか。

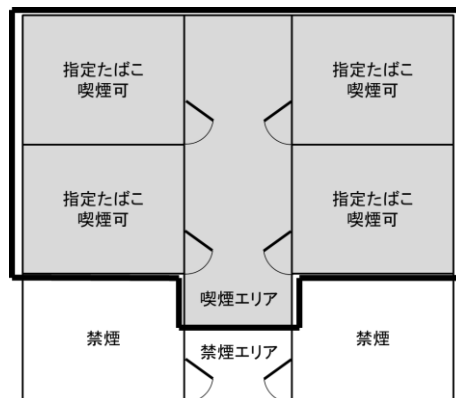
(答)

そのとおりです。

7-2-5 同一フロアに個室が複数ある場合、喫煙可能とはしない廊下部分も含めて幾つかの個室が隣接するエリアを飲食等を行うことができる指定たばこ専用の喫煙エリアとすることは可能か。

(答)

可能です。例えば、下図において、太線で囲んだ色づけされた部分が指定たばこ専用の喫煙エリアとなります。この場合であっても、消防法等法令を遵守しつつ、喫煙エリアの個室以外の場所に排気設備を設けることにより、喫煙エリアと非喫煙エリアの境界面において、たばこの煙の流出防止措置を講じることが必要です。なお、喫煙エリアには20歳未満の者を立ち入らせることはできません。



7-2-6 上図の場合において、各個室のみにしか排気設備がない場合はどのようにすればよいか。

(答)

指定たばこ専用の喫煙エリアの使用時に、喫煙エリアのいずれかの個室の扉を開放し、喫煙エリアと禁煙エリアの境界面において、喫煙エリアに向かう気流を確保することが必要です。

また、7-3-3に記載している脱煙機能付き喫煙ブースを廊下に設置することも可能です。

(3) 経過措置

7-3-1 改正法の施行日（2020年4月1日）時点の既存建築物等であって、管理権原者の責めに帰することのできない事由がある場合における技術的基準の経過措置については、喫煙専用室、喫煙目的室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室の全てについて設けられるのか。また、改正法の施行日以降に当該建築物等において営業を始めた施設についても、経過措置が適用されるのか。

(答)

たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の経過措置については、喫煙専用室、喫煙目的室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室の全てについて設けられます。また、改正法の施行日以降に当該建築物等において営業を始めた施設についても、経過措置が適用されます。

7-3-2 技術的基準の経過措置の対象となる「管理権原者の責めに帰することができない事由」とは具体的には何か。

(答)

建築物等の構造上、新たにダクトを通すことが困難な場合、ダクト工事に要する費用が多額にのぼる場合、ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合等です。

7-3-3 技術的基準の経過措置とは、具体的にはどのような内容か。

(答)

喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、原則の技術的基準（一般的基準）に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとすることを求めています。

具体的には、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されるものであることをいいます。なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫を講じてください。

ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

(4) その他

7-4-1 たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たしているかどうかの確認はどのように行えばよいのか。

(答)

測定方法の例を別途お示ししていますので、それらを参考にさせていただきながらご確認をお願いします。

8 標識関係

8-1 標識はどのように入手するのか。

(答)

厚生労働省のHPからのダウンロードできます。また、自治体が印刷して配布した場合の費用については、国による補助の対象としています。

8-2 標識は、必要事項を記載していれば、施設の管理権原者が独自に作成したものを掲示してもよいのか。

(答)

そのとおりです。

8-3 指定たばこ専用喫煙室に掲示する標識について、「紙巻たばこは喫煙することができない」旨を文字、図等により明示してもよいのか。

(答)

問題ありません。

8-4 喫煙専用室等において、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の経過措置（7-3-3）を利用している場合、喫煙専用室設置施設等標識等にはどのようなことを記載すればよいのか。

(答)

たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の経過措置を利用していることがわかるよう、「脱煙装置を設置の上、たばこの煙を十分に浄化し（喫煙専用室等の）室外に排気している」旨を記載してください。

9 適用関係

9-1 第二種施設の敷地内に第一種施設がある場合、第一種施設の部分のみ敷地内禁煙となるのか。

(答)

そのとおりです。

9-2 様々な用途の施設から成り立つ複合施設の一部に第一種施設がある場合は、その場所のみ敷地内禁煙となるのか。

(答)

複合施設そのものは第二種施設となり、その一部に第一種施設がある場合は、当該第一種施設の場所のみ敷地内禁煙となります。

9-3 行政機関の庁舎と議会棟が同一敷地にある場合における議会棟の扱いはどうなるのか。

(答)

各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や各施設が明確に区分されている場合においては、それぞれが独立した施設として規制を適用することとしています。したがって、そのような場合には、行政機関の庁舎は第一種施設、議会棟は第二種施設の規制が適用されることとなります。

9-4 行政機関の庁舎の中に議会フロアが存在する場合の規制はどうなるのか。

(答)

第一種施設の場所に第二種施設の場所がある場合、当該場所については、第一種施設の場所として規制を適用することとなりますので、議会フロアも第一種施設の規制が適用されることとなります。ただし、各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や各施設が明確に区分されている場合においては、それぞれが独立した施設として規制を適用することとしていますので、そのような場合には、議会フロアには第二種施設の規制が適用されることとなります。

9-5 特定施設等の場所において運行している一般自動車では喫煙をしてもよいのか。駐車している一般自動車についてはどうか。

(答)

特定施設等の場所において運行している一般自動車については、一時的に通過するものであることから、禁煙規制の対象とはなりません。駐車している一般自動車については、一時的な通過ではないため、特定施設等と同様の規制が適用されます。

10 適用除外関係

(1) 人の居住の用に供する場所

10-1-1 児童福祉施設のうち、適用除外となる施設はあるか。例えば母子生活支援施設については、個人の居住スペースも存在するが、そこは「人の居住の用に供する場所」として適用除外と考えてよいか。

(答)

児童福祉法における児童福祉施設は全て第一種施設に該当しますが、母子生活支援施設の個人の居住スペースのように「人の居住の用に供する場所」がある場合は、当該場所は適用除外の場所となります。

10-1-2 「人の居住の用に供する場所」として適用除外の場所に該当する場所は具体的にどのような場所か。

(答)

特別養護老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、厚生施設、宿所提供施設等の個室が適用除外の場所に該当します。

(2) 旅館、ホテル、宿泊施設の客室

10-2-1 「宿泊施設の客室（個室に限る。）」とはどのような場所をいうのか。

(答)

保養所内にある宿泊施設、研修所内にある宿泊施設等がこれに該当します。

11 その他

11-1 保健所からの指導等はどのように行われるのか。例えば、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たしていなかった場合、直ちに過料等の行政処分の対象となるのか。

(答)

施設等の管理権原者等には、喫煙禁止場所における喫煙器具・設備等の設置の禁止、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の遵守等が義務づけられているところ、相談や情報提供があった場合や他法令・他制度に係る業務において事業者との接点がある場合に、保健所において義務違反の有無を確認することとなります。

管理権原者等が法の義務を履行しない場合、まずは適切に助言、指導等が行われ、それに応じて法違反状態を是正していくことが必要です。これに応じず法違反状態が継続される等の場合には、義務違反の内容に応じて、公表、命令、過料が適用されることがあります。

たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例

喫煙専用室等を設置した上で、室内の煙を適切に屋外排気する装置（以下「屋外排気措置」という。）を稼働している場合の、たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための標準的な測定方法の一例を以下に示す。

なお、喫煙者がいる条件で測定を実施することもあるため、測定者の受動喫煙対策についても十分配慮すること。

1 喫煙専用室等に共通する事項

(1) 測定頻度

- ① 受動喫煙対策を変更した場合（新規で講じる場合を含む。）、速やかに測定を実施すること。
- ② 受動喫煙対策の効果を検証するため、四季による気温の変化や空気調和設備の稼働状況を考慮して、概ね3月以内ごとに1回以上、定期的に測定日を設けて測定を実施すること。

なお、測定の結果、良好な状態が1年以上継続し、かつ、当該区域のたばこ煙濃度に大きな影響を与える事象（自然現象含む。）がない場合、測定頻度を1年以内に1回までの範囲で減らしても差し支えない。

- ③ その他、従業員や施設の利用者から希望があった場合など、必要があれば随時測定を行うこと。

(2) 測定機器

- ① 喫煙可能区域（喫煙専用室等）内に向かう気流

JIS T 8202に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。なお、風速計のプローブには指向性があるため、測定時はプローブの向きに留意すること。

(3) 記録

測定結果は別添参考の記録用紙を参考として記録すること。記録は、3年間保存することが望ましい。

2 喫煙専用室等設置の効果の確認方法

(1) 喫煙専用室等の室内に向かう気流

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界において、以下を満たさない場合は、入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。

- ・喫煙専用室等の室内に向かう気流：全ての測定点で0.2 m/s以上

(2) 測定方法

① 測定点（場所）

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界の主たる開口面において、扉等を完全に開放して測定すること。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。

のれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫をしている場合においても、のれんやカーテン等で覆われていない開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とする。

② 測定条件

喫煙専用室等の室内に向かう気流の測定を行う際は、喫煙専用室等を使用する状態で各装置を稼働させ、喫煙者が最も多いと思われる時点で測定するよう努めること。

まず、測定時にスモークテスターや線香で風向きを確認することが望ましい。また、1測定点当たりの測定は複数回行うことが望ましい。

なお、扉を閉めて喫煙専用室等を使用する場合であっても、気流の測定の際は、喫煙専用室等の出入口の扉を開放すること。

(別添参考)

たばこ煙の流出防止措置の効果の確認のための測定結果

記録用紙 (例)

1. 測定の実施日等

(1) 施設の名称	
(2) 測定の実施日時	
(3) 測定場所	床面積 (m ²)、天井までの高さ (m) 許容人数 (定員) (人)
(4) 測定時間	: ~ :
(5) 測定実施者	(所属) (氏名)
(6) 測定の目的	1 措置の変更 (新規含む。) 時の測定 (前・後) 2 措置の効果の確認のための定期的な測定 3 その他 ()

2. 測定時の状況等

(1) 喫煙の状況	(測定時の喫煙人数: 最高 人、平均 人) (測定時間中の喫煙本数: 本)
(2) 気温、湿度	気温: °C、湿度: %
(3) 測定点の高さ	気流 (上: cm、中: cm、下: cm)
(4) 機器の稼働状況	<屋外排気装置> ①稼働状況 (24時間連続運転、 : ~ : まで運 転) ②処理風量 (m ³ /min × 台) ③前回の保守管理の実施日: 年 月 日

	< 空気清浄装置 > ①稼働状況（24時間連続運転、 ： ～ ： まで運 転） ②処理風量（ m ³ /min × 台） ③前回の保守管理の実施日： 年 月 日
(5) 測定機器	メーカー名： 機種・型番：

2. 測定場所の概略図（主要な設備、測定機器の配置）

※ 図中に、測定点、各測定点に関する特記事項、窓の開閉状況を記載し、屋外排気装置による空気の流れを矢印で示すこと。空気調和設備又は空気清浄装置を使用している場合は、当該装置の排気方向を矢印で示すこと。

3. 測定結果

(1) 喫煙専用室等（喫煙可能区域）と非喫煙区域の境界における気流

測定点	1 回目 ： ～ ：	2 回目 ： ～ ：	3 回目 ： ～ ：
上部	風速： m/s 風向：	風速： m/s 風向：	風速： m/s 風向：
中央部	風速： m/s 風向：	風速： m/s 風向：	風速： m/s 風向：
下部	風速： m/s 風向：	風速： m/s 風向：	風速： m/s 風向：

4. 備考

脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の例

施行時点で既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって、喫煙専用室等の屋外排気が困難な場合にあっては、一定の経過措置が設けられている。この場合に例外的に認められる脱煙機能付き喫煙ブースの性能を確認するための測定方法の一例を以下に示す。

たばこ煙には粒子状成分とガス状成分が含まれることから、施設の管理権原者は、たばこ煙中の粉じん及びガス状物質を除去可能な性能を有することを確認する。また、脱煙装置の性能は使用に伴い処理能力が低下するため、継続的に性能確認試験を実施して評価を行うことが求められる。

1 性能確認試験の概要

(1) 測定頻度

- ① 脱煙機能付き喫煙ブースを新規に設置した場合は、速やかに測定を実施すること。
- ② 脱煙機能付き喫煙ブースを変更した場合は、速やかに測定を実施すること。
- ③ 基準に不適合の状態脱煙装置を稼動しないように、定期的に測定を実施すること。

脱煙装置のフィルター等は、使用頻度により交換時期が変わる。定期的に測定日を設けて測定を実施し、各設置場所におけるフィルター等の交換時期を把握すること。図1及び図2のように、設置直後の測定後は、概ね3ヶ月以内ごとに1回以上の間隔で測定をすること。ただし、性能が下がり、基準値付近となった場合は、測定間隔を概ね1ヶ月以内に1回以上とし、基準を満たした状態でフィルター等を交換すること。フィルター等を交換した場合は、性能を確認するための測定を行うこと。

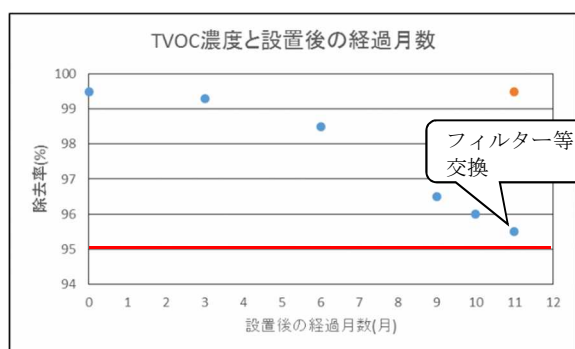


図1 フィルター等交換のイメージ①

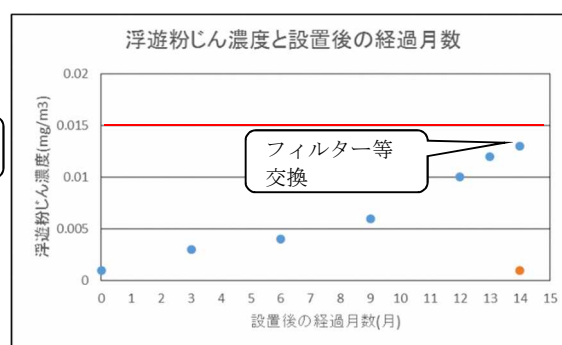


図2 フィルター等交換のイメージ②

- ④ その他、従業員や施設の利用者から希望があった場合など、必要があれば随時測定を行うこと。

(2) 測定機器

① 喫煙専用室等に向かう気流

JIS T 8202に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。なお、風速計のプローブには指向性があるため、測定時はプローブの向きに留意すること。

② TVOC(総揮発性有機化合物)濃度

分解能 1 ppb以上を有する携行型揮発性有機化合物モニターを使用すること。

③ 浮遊粉じん濃度

公的機関により校正された相対濃度計（デジタル粉じん計）を用いること。
なお、相対濃度計を用いた場合は、下記通達の別紙2表1で示された質量濃度変換係数を用いて濃度に換算すること。

通達名：労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙対策について（平成27年5月15日付 基安発0515第1号）

注意） 通達は最新のものを確認すること。また、通知別添の表中にない型の機器を使用する場合は、個別にお問い合わせ下さい。

(3) 記録

測定結果は別添参考の記録用紙（例）に従い記録すること。記録は3年間保存することが望ましい。

2 測定の方法

(1) 基準値

- ① 喫煙専用室等に向かう気流：開口面の全ての測定点で0.2 m/s以上
喫煙専用室等と非喫煙区域の境界において、以下を満たさない場合は、入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。
- ② TVOC濃度：除去率が95%以上であること
除去率計算式：
$$\{1 - (\text{排出口濃度} - \text{排出口バッググラウンド濃度}(\ast)) / (\text{吸入口濃度} - \text{吸入口バッググラウンド濃度}(\ast))\} \times 100$$

※バッググラウンド濃度とは、たばこに火をつける前の測定点における濃度のこと。
- ③ 浮遊粉じん濃度：排出口濃度で0.015mg/m³以下

(2) 測定方法

① 測定地点（場所）

ア 喫煙専用室等に向かう気流

喫煙専用室等と非喫煙区域の境界の主たる開口面において、扉等を完全に開放して測定すること。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。

のれん、カーテン等を設置し、開口面を狭くする工夫をしている場合においても、のれんやカーテン等で覆われていない開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とする。

イ TVOC濃度

脱煙装置の吸入口付近及び排出口付近を測定点とする。なお、バックグラウンド値として、たばこに火をつける前の吸入口付近及び排出口付近においても測定する。

ウ 浮遊粉じん濃度

脱煙装置の排出口付近を測定点とする。

② 測定条件

測定を行う際は、喫煙専用室等を使用する状態で各装置を稼働させること。

ア 喫煙専用室等に向かう気流

測定時にスモークテスターや線香で風向きを確認することが望ましい。また、1測定点当たりの測定は複数回行うこと。

なお、扉を閉めて喫煙専用室等を使用する場合であっても、気流の測定の際は、喫煙専用室等の出入口の扉を開放すること。

イ TVOC濃度

1測定点における測定時間は10分間以上とすること。測定時間が10分の場合、1分間隔で10個の測定結果をとり、その算術平均値の値を測定結果とする。各測定点における測定時間は同一とすること。

喫煙専用室等における定員2倍量の着火したたばこ（例：写真1）から副流煙を発生させて、吸入口及び排出口で測定する。たばこが燃え尽きる前に交換し、喫煙専用室等の定員2倍量の着火したたばこの本数を維持すること。



写真1：着火したたばこを並べた様子

ウ 浮遊粉じん濃度

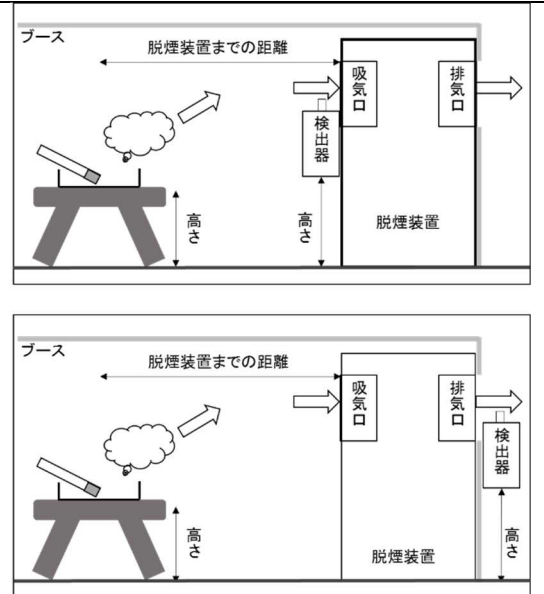
排出口における測定時間は、10分以上とすること。排出口における排気の気流の向きに注意して、測定機器を設置すること。

たばこの副流煙の発生方法は、TVOC濃度と同様の方法とし、たばこの本数は喫煙専用室等の定員2倍量を維持すること。

備考

- (1) 同一の喫煙専用室等の測定においては、1台の携行型揮発性有機化合物モニターを用いて全測定点を測定し、バックグラウンド値や排出口等の低い濃度と思われる測定点から測定することが望ましい。
- (2) 携行型揮発性有機化合物モニターの測定値が、ゼロ付近まで下がらなくなったときは、活性炭チューブをつける等して、清浄な空気を10分以上流し続けてから、ゼロ点較正を行うこと。標準ガスによる較正は半年以内に1回以上行うこと。

3. 測定場所の概略図（たばこ煙、測定機器、脱煙装置の位置関係等）



イメージ図

※ TVOC及び粉じんについては、図中にたばこ煙の発生場所、測定機器の設置場所及び脱煙装置（吸入口及び排出口）の位置関係（高さ・距離）を記載すること。また空気調和設備を使用している場合は、喫煙専用室等の室内の排気方向を矢印で示すこと。

4. 測定結果

(1) 喫煙専用室等に向かう気流の測定結果

測定点	1回目	2回目	3回目	平均値
上部	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s
中央部	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s
下部	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s	風速： m/s

(2) TVOC（総揮発性有機化合物）の測定結果

測定回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
排出口 バッググラウンド(a)					
吸入口 バッググラウンド(b)					
排出口(c)					
吸入口(d)					

測定回数	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	平均値
排出口 バッググラウンド※(a)						
吸入口 バッググラウンド※(b)						
排出口(c)						
吸入口(d)						

※バッググラウンド濃度とは、たばこに火をつける前の測定点における濃度のこと。

除去率 (%) 計算式 = $\{1 - (c - a) / (d - b)\} \times 100$

除去率 (%) : _____ %

(3) 浮遊粉じんの測定結果

測定場所	測定結果
排出口付近	mg/m ³

5. 備考

平成31年4月16日

各団体の代表者 各位

「ホワイト物流」推進運動への賛同について（お願い）

国土交通省・経済産業省・農林水産省

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国物流を支えるトラック業界の現状を見ると、昨年12月のトラック運転者の有効求人倍率が3.03倍にも達するなど、近年、運転者不足が急速に深刻化しています。

このような状況を背景に、政府及び関係団体等においては、昨年12月に「ホワイト物流」推進会議を設置し、「ホワイト物流」推進運動に取り組んでおります。

この運動は、トラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済の成長に寄与するため、

- ①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
- ②女性や60代以上の運転者等も働きやすい、よりホワイトな労働環境の実現に向けて、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して、相互に改善を提案し、協力して取り組むものです。

つきましては、各団体におかれては、この運動の趣旨にご賛同頂くとともに、会員企業・組合に対し、別添の各企業・組合宛の依頼文書を送付の上、自主行動宣言の検討・実施を呼び掛けて頂きますよう、お願い申し上げます。

（添付資料）

・「ホワイト物流」推進運動への賛同について（お願い）（各企業・組合の代表者宛）

※より詳しい内容については、運動のポータルサイトをご参照下さい。

<https://white-logistics-movement.jp>



【「ホワイト物流」推進運動事務局】

国土交通省自動車局貨物課

経済産業省商務・サービスグループ物流企画室

農林水産省食料産業局食品流通課

(公社) 全日本トラック協会

(参考)「ホワイト物流」推進会議

有識者、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国農業協同組合中央会、
日本農業法人協会、日本ロジスティクスシステム協会、全日本トラック協会
日本物流団体連合会、交運労協、運輸労連、交通労連により構成(順不同)

【連絡先】

国土交通省自動車局貨物課 「ホワイト物流」推進運動担当 有馬、橋本

電話：03-5253-8111 (内線 41-322)

有馬 arima-k28c@mlit.go.jp 橋本 hashimoto-k2xm@mlit.go.jp

警察庁丙備一発第93号

平成31年4月24日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

警察庁警備局長

G20大阪サミット等開催に伴う警備協力について（要請）

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

G20大阪サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）等につきましては、首脳会合が6月28日及び29日に大阪府において開催されます。また、関係閣僚会合につきましては、農業大臣会合が5月11日及び12日に新潟県において、貿易・デジタル経済大臣会合及び財務大臣・中央銀行総裁会議が6月8日及び9日に、それぞれ茨城県及び福岡県において、持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合が6月15日及び16日に長野県において、労働雇用大臣会合が9月1日及び2日に愛媛県において、保健大臣会合が10月19日及び20日に岡山県において、観光大臣会合が10月25日及び26日に北海道において、外務大臣会合が11月22日及び23日に愛知県において、それぞれ開催されます。

G20大阪サミット等の開催をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているほか、サイバー攻撃や右翼による違法行為の発生が懸念されるなど、厳しい情勢にあり、首脳会合や関係閣僚会合の開催地における警戒警備の徹底はもちろんのこと、それ以外の地域においても重要施設や公共交通機関等に対するテロ等違法行為の発生を未然に防止するための対策を講じる必要があります。

警察では、国民の理解と協力を得て、国内外要人の身の安全をはじめとするG20大阪サミット等の開催の安全及びその円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性を御勘案の上、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますようお願いいたします。

日本チェーンドラッグストア協会に対する要請事項

○ 全機関・団体共通要請事項

- 1 「警備員による巡回の強化」・「防犯カメラの設置、増設」・「従業員・出入業者の識別票等の着用」等の施設状況等に応じた自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 首脳会合・関係閣僚会合（以下「サミット等」という。）関連情報及び不審者等情報の警察 への通報連絡の徹底
- 4 サミット等開催場所周辺における大規模行事、工事、業務用車両利用等の使用の自粛
- 5 業務用車両等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 7 サミット等開催地における交通総量抑制に関する協力
- 8 サイバーセキュリティ対策の強化
- 9 小型無人機等飛行禁止法に基づき指定される飛行禁止の対象施設周辺地域の周知徹底

○ 個別要請事項

- 1 化学物質販売時の本人確認及び使用目的等確認の確実な実施
- 2 関係法令に基づく譲渡手続、交付制限の規制等の遵守
- 3 顧客に不審な動向がある場合の当該顧客に係る情報把握
- 4 化学物質の安全な取扱いに不安があると認められる者への販売の差し控え
- 5 化学物質の保管・盗難防止の強化
- 6 盗難・紛失事案、不審動向等認知時の速やかな警察への通報

警察庁丙少発第28号

健発0329第6号

課酒4-11

平成31年3月29日

全国小売酒販組合中央会会長 坂田 辰久
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長 中山 勇
日本チェーンストア協会会長 小濱 裕正
一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長 川野 幸夫
一般社団法人日本ボランティアチェーン協会会長 齋藤 充弘
一般社団法人日本フードサービス協会会長 高岡慎一郎
一般社団法人全国スーパーマーケット協会会長 横山 清
一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会理事長 仲間 信男
一般社団法人日本複合カフェ協会理事長 日高 大輔
公益社団法人日本観光振興協会会長 山西健一郎
日本チェーンドラッグストア協会会長 青木 桂生

殿

警察庁生活安全局長

厚生労働省健康局長

国税庁審議官

(公印省略)

民法等改正に伴う20歳未満の者の飲酒防止のための取組について（要請）

平素、20歳未満の者の飲酒防止のための取組に関し、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が平成30年6月20日付けで公布され、平成34年4月1日から施行されることとなりましたが、同法律の施行後も、未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号。民法改正に合わせて「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」と題名変更。以下「法」という。）において規定している飲酒を禁止する年齢については、引き続き20歳未満とすることとなりました。

警察においては、平成34年4月1日に民法の成年年齢が引き下げられた後も、20

歳未満の者の飲酒が引き続き禁止されることについて、法施行前から各種の活動を通じて改正内容の周知に努め、国民の間に誤解や混乱が生じることのないよう円滑な施行に努めるとともに、酒類の販売店において、20歳未満の者に対する酒類の販売防止のための適切な措置が執られるよう必要な働き掛けを行うほか、関係法令に基づいた取締りに努めることとしているところです。

貴会におかれましては、従前より、20歳未満の者の飲酒防止の取組につきまして御尽力いただいているところですが、上記内容を踏まえまして、改めて下記に掲げる取組等につきまして御理解いただくとともに、傘下会員の皆様に対する周知・要請につきまして御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 20歳未満と思われる者に対する年齢確認の徹底

20歳未満と思われる者に対しては、運転免許証やマイナンバーカード（個人番号カード）[※]など本人の年齢が確認できる証明書の提示を求める等の方法により年齢確認を確実にを行うことで、引き続き20歳未満の者への酒類の販売又は供与の禁止を徹底する。

※ 通知カードは、本人確認書類として利用することはできません。

2 20歳未満の者に対する年齢確認の実施方法等についての従業員研修等の実施

法により、販売者や供与者は20歳未満の者の飲酒防止に資するため年齢の確認その他の必要な措置を講ずる義務があること、また、20歳未満の者が飲用に供することを知って酒類を販売又は供与した者は処罰されること、20歳未満の者に対する年齢確認の実施方法等につき、従業員（アルバイトを含む。）や経営者等を対象とした研修等を引き続き適切に実施する。

なお、従業員研修の際には、致酔性、依存性等といった特殊性を有する酒類の飲用が20歳未満の者の心身に及ぼす影響についても可能な限り言及し、注意喚起を行う。

3 ポスターの掲示等の方法による20歳未満の者の飲酒防止の注意喚起

20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている旨、20歳未満の者に対しては酒類を販売又は供与しない旨及び20歳未満と思われる者に対して年齢確認を行う旨等を表示したポスター、ステッカー等の店頭等への掲示や、同趣旨の店内放送を行うこと等により引き続き従業員及び来客等に対する注意喚起を図る。

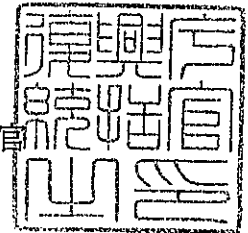
4 酒類自動販売機の適切な管理

20歳未満の者が酒類自動販売機で酒類を購入することを防止するため、購入者の年齢確認ができるよう改良された酒類自動販売機以外の酒類自動販売機は早期に撤廃するとともに、改良された酒類自動販売機についても、販売停止時間の表示を確実にを行う等適切な管理を徹底する。

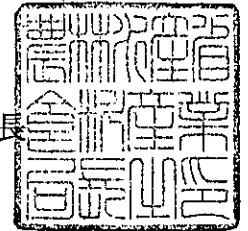
復本第835号
20190422福局第1号
31食産第483号
平成31年4月26日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

復 興 庁 統 括 官



農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長



経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長



福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査の結果に基づく指導、助言等について（通知）

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第78条の2の規定に基づき、福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするため、平成30年度福島県産農産物等流通実態調査（以下「平成30年度調査」という。）を行い、その調査の結果に基づき指導、助言等を行うこととしたので、貴団体から傘下の関係者に対して周知するとともに、福島で生産された商品の販売不振の払拭に向けて一層協力願いたい。

1 平成30年度調査の結果

平成30年度調査の結果の概要は、次のとおりである。その詳細は、別添の「平成30年度福島県産農産物等流通実態調査」報告書概要を参照されたい。

ア 重点的に調査した米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン及びヒラメの6品目では、出荷量が依然として回復していない。また、福島県産農産物等と全国平均との価格差は徐々に縮小しているが、依然として全国平均を下回る品目が多い。

- イ 流通段階ごとの価格の追跡調査では、福島県産農産物等と他県産農産物等の流通段階ごとの価格形成に明確な違いはなく、福島県産農産物等を不当に安値で買ったたく事例は確認されなかった。
- ウ 福島県産農産物等の取扱姿勢については、流通段階ごとに認識の齟齬があり、仲卸業者等の納入業者は小売業者等の納入先の取扱姿勢を実際以上にネガティブに認識している。その概要は、別紙の「流通段階ごとの認識の齟齬について」を参照されたい。
- エ 消費者の意識と福島県産農産物等の購買との関係については、福島県産農産物等に「良いイメージ」や「安全なイメージ」を持っている、福島県に「良い感情」を抱いている消費者ほど福島県産農産物等を積極的に購買する傾向がある。
- オ 小売業者等の「販売のプロ」は、仕入れの際に「品質」や「安全・安心」とともに「供給量の安定」を重視している。
- カ 福島県以外の都道府県では、消費者等の需要の変化に合わせて新商品開発、ブランド化等の取組が強化されており、競争環境が厳しくなっている。

2 平成 30 年度調査の結果に基づく指導等

平成 30 年度調査の結果を踏まえ、次のとおり指導等を行う。

(1) 指導

貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知されたい。

- 福島県産農産物等の取扱姿勢については、流通段階ごとに認識の齟齬が存在するため、今後、流通段階ごとの認識の齟齬を解消し、福島県産農産物等の評価に見合った販売を行うこと。
- 福島県産農産物等であることのみをもって取り扱わなかったり、買ったたいたりすることのないようにすること。
- 福島県産農産物等と他県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択するようにすること。

(2) 協力要請

現在、福島県では、「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズの下での販売フェア等の取組を通じて、福島県産農産物等の食味が優れている等の魅力を発信している。また、今後、福島県産農産物等について積極的なマーケティングが求められている。このため、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知されたい。

- 「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズの下での販売フェア等において福島県産農産物等を積極的にPRする機会を設けるとともに、販売フェア等の常設的な取扱いに協力すること。
- 消費者の購買意欲を喚起するよう、福島県内の生産者等が行うマーケティング戦略に積極的に参画するとともに、福島県産農産物等のイメージの回復に協力すること。
- 消費者に直接接する立場から、どのような品目であれば福島県産農産物等としてアピールし得るのか、どのようなアピールの手法であれば消費者に訴え得るのか等具体的にターゲットを特定して福島県内の生産者等が行うマーケティングの方策等の提案に協力すること。

3 平成30年度調査の結果に基づく指導等に関する説明会の実施

平成30年度調査の結果に基づく指導等については、本通知をもって行うところであるが、今後説明会を実施する予定であるので、貴団体及び傘下の関係者には積極的に参加いただきたい。

4 平成31年度福島県産農産物等流通実態調査の実施

平成31年度においても、平成31年度福島県産農産物等流通実態調査を実施することとしているので、貴団体及び傘下の関係者においては、引き続き調査に積極的に協力いただきたい。

流通段階ごとの認識の齟齬について

外食業者に対して福島県産青果の取扱姿勢について5段階で自己評価を尋ねたところ、「前向き：5点」が1割、「やや前向き：4点」が1割、「どちらとも言えない：3点」が7割等であり、平均点は3.14であった。他方、他者評価として卸売業者、仲卸業者及び加工業者から見た外食業者の取扱姿勢を尋ねたところ、「卸売業者：2.90」、「仲卸業者：2.78」及び「加工業者：2.39」との認識であった。

同様に、米、精肉、青果及び水産物について、卸売業者、仲卸業者、加工業者、小売業者、外食業者及び消費者に対して自己評価と他者評価をそれぞれ尋ねたところ、その結果は次のとおりであった。

		被評価者					
		卸売業者	仲卸業者	加工業者	小売業者	外食業者	消費者
評価者	卸売業者	4.0	3.2	2.8	2.8	2.8	—
	仲卸業者	3.0	3.5	2.5	2.5	2.5	—
	加工業者	3.0	3.0	3.1	2.9	2.8	—
	小売業者	3.2	3.2	2.9	3.1	—	2.6
	外食業者	3.0	2.9	2.9	—	3.1	2.6
	消費者	—	—	—	—	—	3.2

以上の結果では、仲卸業者等の納入業者は小売業者等の納入先の福島県産農産物等の取扱姿勢を実際以上にネガティブに認識していることが明らかになった。

関連対策を活用した福島県産農産物等の販売促進等

福島県の農林水産業の再生に向けては、GAP認証の取得、農林水産物の販路拡大と需要の喚起等生産から流通・販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援するための福島県農林水産業再生総合事業が措置されている。

また、福島県産農産物等に対象を限定しない販売促進等対策についても、各種措置されている。

このため、福島県農林水産業再生総合事業を始め各種対策について、案件形成を検討する段階から流通・販売相談窓口にご相談し、効果的に活用いただきたい。

1 福島県農林水産業再生総合事業（平成31年度予算：47億円）

(1) 生産段階での取組

ア 第三者認証GAP等取得促進事業

- ・第三者認証GAP等の取得に係る研修の受講や審査費用等を支援する。
- ・普及指導員や農業高校教員等の指導員研修を支援する。

イ 環境に優しい農業拡大事業

- ・有機JAS認証の取得に係る費用を支援する。
- ・有機栽培米の産地見学会や商談会、主婦層向けの有機農業セミナー等の開催を支援する。

ウ 農林水産物の検査の推進

- ・国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援する。
- ・産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援する。

(2) 流通・販売段階での取組

ア 販路拡大タイアップ事業

- ・被災12市町村の生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言を支援する。

イ 水産物競争力強化支援事業

- ・水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援する。
- ・水産物の高鮮度化に向けた実証試験や新たな販路開拓の取組を支援する。

ウ 農産物等戦略的販売促進事業

- ・量販店等における販売コーナーの設置、販売フェアの開催等の販売促進の取組を支援する。
- ・オンラインストアにおける特設ページの開設やキャンペーンの実施を支援する。
- ・海外における販路開拓活動等を支援する。
- ・テレビコマーシャルやウェブサイトを通じた情報発信、福島県内の市町村や民間団体が行うPR事業等を支援する。

2 その他の販売促進等対策

- (1) 農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化
 - ア 海外販売促進活動の強化と輸出環境の整備
 - イ 規格・認証、知的財産の戦略的活用と日本の食品・食文化の普及
 - ウ 6次産業化の推進
 - エ 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大
- (2) 強い農林水産業のための基盤づくり
- (3) 農山漁村の活性化
- (4) 企業とのマッチングの場を活用した加工品の販路拡大

福島県産農産物等の流通・販売相談窓口の設置

福島県産農産物等の販売不振がまだまだ改善されない状況にあるため、農林水産省、復興庁、経済産業省及び福島県に「流通・販売相談窓口」を設置し、相談できる体制を整備している。

このため、流通・販売相談窓口を積極的に活用するとともに、その活動に協力いただきたい。

- 1 農林水産省
食料産業局食品流通課 03-3502-7659 fukushima_soudan@maff.go.jp
- 2 復興庁
03-6328-1111 ryutsu.hanbai@cas.go.jp
- 3 経済産業省
大臣官房福島復興推進グループ福島広報戦略・風評被害対応室
03-3501-2883 fukushima-kouhou@meti.go.jp
- 4 福島県
農林水産部農産物流通課 024-521-7371 ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp

注) 電話の場合には、「福島県産農産物等の流通・販売相談」とお伝えください。

平成31年4月吉日

各 位

一般社団法人日本私立大学連盟
会 長 鎌 田 薫
(公 印 省 略)

一般社団法人日本私立大学連盟
『新たな時代の就職・採用と大学教育—未来を拓く多様な人材育成に向けて—』
の送付について

現在、経団連から発せられた“2021年度以降に入社する学生を対象とする採用選考に関する指針を策定しない”との見解を受け、関係省庁や政府において就職・採用活動のあり方についての議論が本格化しようとしています。

このたび、私大連では、わが国の発展に貢献し未来を切り拓く若者の人材育成の重要性を踏まえ、私立大学の立場から、これからの時代にふさわしい就職・採用システムのあり方等を取りまとめました。関係各位の皆さまに是非ともご高覧たまわり、私立大学に対するご理解とご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 同封資料

『新たな時代の就職・採用と大学教育—未来を拓く多様な人材育成に向けて—』1部
※上記資料は、後日私大連ウェブサイトに掲載の予定です。

以 上

本件についての問合せ先

一般社団法人日本私立大学連盟 広報情報課

電 話：03-3262-8672 メール：koho@shidairen.or.jp

協会ホームページについて

●登録販売者試験受験対策教材の販売について(2019.04.19)

登録販売者試験受験対策教材についてのご案内を掲載しました。

●第14回セルフメディケーションアワード優秀作品集の公開について(2019.4.19)

2月9日(土) グランプリノミネート作品の発表と最終審査・表彰式が行なわれました。

アワード当日に発表された8作品と佳作を受賞した作品を公開します。ドラッグストアにおけるセルフメディケーション推進の事例をご活用ください。

事務局だより

- 4月30日に天皇陛下が退位され、5月1日に皇太子様が天皇陛下として即位されました。歴史の節目です。昭和から平成は、昭和天皇崩御という暗いムードの中で移行しましたが、今回は祝賀ムードいっぱいでした。元号の変わる午前0時の渋谷スクランブル交差点は、あいにくの雨にも係わらず、年末年始のように若者が多く集う光景がニュースで取り上げられていました。新たな「令和」の時代が、明るく、日本にとって豊かな発展のときであることを祈ります。
- 日本チェーンドラッグストア協会は6月3日に、設立20周年記念セレモニーを行ないます。「平成」から「令和」となった2019年、ドラッグストア業界にとっても忘れられない年となります。ぜひ、多くの業界関係者にお集まりいただきたく、お願い申し上げます。
- 私事で恐縮ながら、5月4日の土曜日は東京の多摩地域を中心にゲリラ豪雨、ゲリラ雹(ひょう)が降りました。自宅近くの川が氾濫しましたが、幸い事故のニュースはありませんでした。それまでのいい天気から、黒い雲が増えてきたと思ったら急変し外に出られないほどの豪雨となる。今夏がどのような天候になるのかいささか心配になる出来事でした。ゲリラ豪雨が多発しないことを祈ります。
- セルフメディケーション税制の認知率向上活動をGW前の4月22日から行ないました。昨年の実証実験を踏まえて実施を決定し、全国127店舗で告知カードを各2000枚、総計25万4千枚配布しました。ご協力いただきました127店舗のお店の方々、またその決定をいただいた29社の会員企業の皆様、本当にありがとうございました。QRコードへのアクセスがどう変動したかは後日報告させていただきます。今後も、セルフメディケーション税制の認知率向上活動を行なってまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

発行日 2019年5月20日 発行

発行所住所

発行人 青木 桂生

〒222-0033

発行所 JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN
DRUG STORES

神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4階

日本チェーンドラッグストア協会

TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569

HP: <http://www.jacds.gr.jp>

e-mail: sec@jacds.gr.jp